

# 第2次山梨県廃棄物総合計画 (素案)

平成23年3月

山 梨 県



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1 趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画期間 .....	1
4 計画の対象 .....	2
5 国の動向 .....	4
6 県内の動向 .....	5
<b>第2章 一般廃棄物の現状と課題</b> .....	7
1 現状 .....	7
(1)総排出量等 .....	7
(2)処理の流れ .....	9
(3)処理経費の推移 .....	11
(4)収集状況 .....	12
(5)中間処理の状況 .....	14
(6)再生利用の状況 .....	15
(7)最終処分の状況 .....	18
2 処理施設の状況 .....	19
(1)中間処理施設の設置状況 .....	19
(2)最終処分場の設置状況 .....	19
3 課題 .....	20
(1)発生抑制 .....	20
(2)再生利用 .....	20
(3)減量化 .....	20
(4)最終処分 .....	21
4 し尿の現状と課題 .....	22
(1)現状 .....	22
(2)水洗化人口の推移 .....	23
(3)浄化槽の設置状況 .....	24
(4)し尿処理施設等の状況 .....	25
(5)課題 .....	25
<b>第3章 産業廃棄物の現状と課題</b> .....	26
1 現状 .....	26
(1)総排出量等 .....	26

(2)処理の流れ	28
(3)再生利用	30
(4)減量化量	32
(5)最終処分量	34
2 処理施設及び処理業者の状況	36
(1)処理施設の状況	36
(2)処理業者の状況	38
3 課題	40
(1)発生抑制	40
(2)再生利用	40
(3)減量化	40
(4)最終処分	41
(5)有害廃棄物対策	41
<b>第4章 廃棄物不法投棄の現状と課題</b>	<b>43</b>
1 現状	43
2 課題	44
<b>第5章 計画の基本方針と目標</b>	<b>45</b>
第1 計画の基本方針	45
第2 廃棄物の発生抑制等の数値目標	46
1 一般廃棄物	46
排出量と処理状況の将来予測	46
(1)排出量の将来推計	46
(2)処理状況の将来推計	47
一般廃棄物に係る数値目標	48
(1)目標値	48
(2)目標設定の考え方	49
2 産業廃棄物	52
排出量と処理状況の将来予測	52
(1)排出量の将来推計	52
(2)処理状況の将来推計	53
産業廃棄物に係る数値目標	55
(1)目標値	55
(2)目標設定の考え方	56
<b>第6章 各主体の役割と主な取組事項</b>	<b>59</b>
1 県民の役割と主な取組事項	59

2	事業者の役割と主な取組事項	62
3	市町村の役割と主な取組事項	64
4	県の役割と主な取組事項	66
<b>第7章</b>	<b>廃棄物の発生抑制等のための施策の推進</b>	<b>68</b>
第1	施策の方向	68
第2	施策の推進	68
○	一般廃棄物	68
1	発生抑制の推進	68
2	循環的利用の推進	69
3	適正処理の推進	69
○	産業廃棄物	69
1	発生抑制の推進	69
2	循環的利用の推進	69
3	適正処理の推進	70
○	不法投棄対策	70
1	不法投棄防止対策の推進	70
	廃棄物の発生抑制等のための県施策	71
○	一般廃棄物	75
1	発生抑制の推進	75
2	循環的利用の推進	79
3	適正利用の推進	83
○	産業廃棄物	86
1	発生抑制の推進	86
2	循環的利用の推進	87
3	適正処理の推進	89
○	不法投棄対策	92
1	不法投棄防止対策の推進	92
<b>第8章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>96</b>
1	各主体との連携	96
2	情報の収集と公表	96
(1)	情報の収集	96
(2)	情報の公表	96
3	計画の評価と進行管理	96
(1)	計画の評価	96
(2)	計画の進行管理	96



## 第1章 計画の基本的事項

### 1 趣旨

県では平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

この計画では、平成15年度を基準年とし、平成18年度から平成22年度までの5年間に廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げており、こうした目標を達成していくため、県民、事業者、行政の各主体が取り組むべき具体的な行動目標を定め、廃棄物等の発生抑制などに向けた取組を強化していくこととしたものです。

こうした中、県民、事業者の環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などの取組により、ごみ排出量や最終処分量などは減少傾向にあります。しかしながら本県においては、リサイクルの取組を示す再生利用率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国の状況に比べ進んでいない状況です。

こうした状況変化に対応し、廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取組を一層強化し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

このため本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や同法に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえて、前計画に引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

### 2 計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の2に定める「国の基本方針」に即し、同法第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画となります。

### 3 計画期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合、これらに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

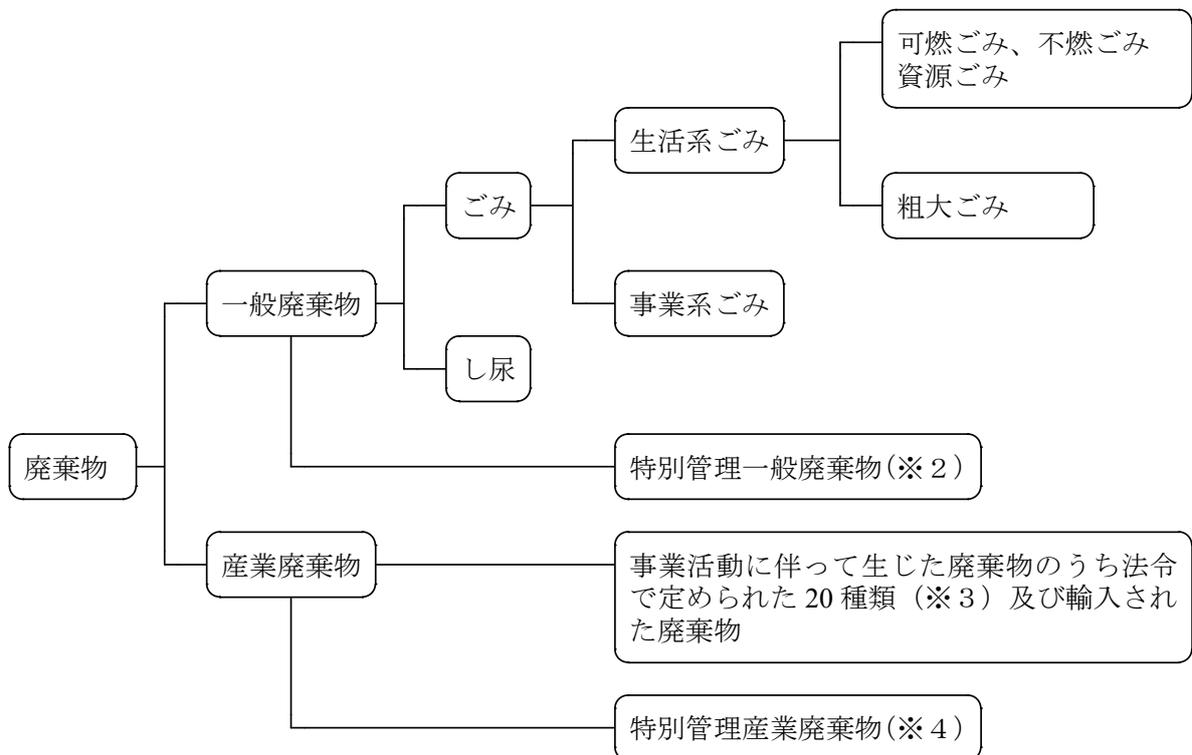
#### 4 計画の対象

この計画の対象は、山梨県生活環境の保全に関する条例第 59 条に定める廃棄物等とし、具体的には次に掲げるものをいいます。

##### (1) 廃棄物

廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（※ 1）



- ※ 1 一度使用された物品 : 空き缶、古新聞等の使用済み製品  
 使用されずに収集若しくは廃棄された物品 : 廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの  
 人の活動により副次的に得られた物品 : 工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん芥など
- ※ 2 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物
- ※ 3 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形廃棄物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びにこれら 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらに該当しないもの
- ※ 4 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

廃棄物の分類と具体例

区分	種類	具体例
一般廃棄物	可燃ごみ	生ごみ、紙くず等
	不燃ごみ	ガラスくず、金属くず等
	粗大ごみ	耐久消費財を中心とした比較的大型の固形廃棄物
	資源ごみ	容器包装リサイクル法で対象とするもの アルミ缶、スチール缶、ガラスビン（無色、茶、その他） 紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装・発泡スチロール（トレイ等）
特別一般管理廃棄物	家電リサイクル法で対象とするもの	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン
	P C Bを使用する部品	廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジに係るもの
	ばいじん	ごみ処理施設から発生するばいじん ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設から生ずるばいじん又は燃え殻 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設から生じる汚泥
	感染性一般廃棄物	医療機関から排出される、血液の付着したガーゼ等
産業廃棄物	1 燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却かす
	2 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべて
	3 廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る全ての廃油を含み、潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機酸類をはじめ酸性の廃液のすべてを含む
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液をはじめアルカリ性の廃液のすべてを含む
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
	7 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
	8 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るのもの
	9 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	10 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状不要物
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において獣畜から生じる固形状の不要物
	12 ゴムくず	天然ゴム
	13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
	14 ガラスくず・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
	15 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、熔融炉かす、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等
	16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等
	17 動物のふん尿	畜産農業の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿
	18 動物の死体	畜産農業の事業活動に伴って生ずる家畜の死体
	19 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物処理施設の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設において捕捉されたもの
	20 その他	1 から 19 までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの
特別管理産業廃棄物	揮発油	揮発油
	廃酸	水素イオン濃度指数が 2. 0 以下の廃酸
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数が 1 2. 5 以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関から排出される、血液、使用済みの注射針等
	廃 P C B 等	廃 P C B 及び P C B を含む廃油
	廃 P C B 汚染物	P C B が付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず・陶磁器くず、P C B が染み込んだ紙くず
	廃 P C B 処理物	廃 P C B 等、P C B 汚染物を処分するために処理したもので一定基準以上の P C B を含むもの
	廃石棉等 その他	建設物から除去した飛散性の吹き付け石棉 政令で定められた施設から生じた水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、ヒ素、シアン、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を一定濃度以上含む汚泥、燃え殻、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、鉱さい

## 5 国の動向

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）が制定され 10 年が経過しますが、その間各種法体系の整備や 3 R の推進等により、循環型社会に向けた取組みが進められてきました。

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法が数次にわたり改正が行われ、近年では平成 18 年 2 月に、石綿を含む廃棄物の無害化処理を円滑に進めるための改正がなされ、平成 22 年 5 月には、廃棄物の適正処理や循環的利用を巡る諸課題に対応するため、

- ・ 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- ・ 廃棄物処理業の優良化の推進等
- ・ 排出抑制の徹底と適正な循環的利用の確保
- ・ 廃棄物の焼却時の熱利用促進

などを内容とする改正が行われました。

さらに平成 22 年 12 月には廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化等の目標値を定めるなどの改定が行われ、廃棄物の適正処理の基本的な方向として、循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることにより、環境と経済成長とが両立する社会づくりに一層つながるとしてしています。また国の役割として、「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及を図り、市町村の循環型社会の形成を目指した一般廃棄物処理システムの構築への取組を支援していくとしています。

リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）をはじめとした各種リサイクル法が制定され個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。近年では平成 18 年 6 月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）が改正され、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者等の多量利用事業者に対し、容器包装廃棄物の排出抑制の促進の取組を求めることや、容器の製造・利用事業者が市町村に分別収集のための資金を拠出する仕組みの創設など、質の高い分別収集や再商品化の推進に向けた制度の整備が行われました。こうした各種リサイクル法の評価、見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

さらに平成 21 年 4 月に改正施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行令では、廃家電の適正な処理と資源の有効な利用を一層推するため、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機を新たに特定家庭用機器として追加するとともに、再商品化等を行うリサイクル率の基準が見直されました。

また循環基本法に基づき平成 20 年 3 月に「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が定められ、「循環型社会」を形成することにより「低炭素社会」や「自然共生社会」の構築と相待って「持続可能な社会」の構築を目指した施策が進められています。

## 6 県内の動向

平成 18 年に前計画を策定して以降の状況は、各市町村においては、平成 19 年 4 月に施行された改正容器包装リサイクル法に基づき、各市町村の分別収集計画に従い、容器包装廃棄物等の分別収集品目の拡大や回収機会、回収場所の増加等が進められるとともに、集団回収や廃食用油の回収など住民や事業者等との協働によるごみの削減やリサイクルの取組の進展を図っています。

また指定ごみ袋の導入やごみ処理有料化の取組についても、近年導入した市においてはごみの削減や住民の取組意識について成果が現れています。（平成 21 年度末現在指定袋導入市町村 22 団体、うち有料化実施市町村 10 団体）

県では、平成 20 年 3 月に新たな「ごみ処理広域化計画」を策定し、現在この計画に基づき、甲府市と峡東 3 市では平成 29 年度の稼働を目指して、新たなごみ処理施設の整備を進めています。また平成 21 年 5 月には、本県で初めてとなる公共関与による廃棄物最終処分場「山梨県環境整備センター」を開設するなど、廃棄物の適正処理を推進するための体制を整備してきました。

一般廃棄物に関しては、「ごみ減量化・リサイクル推進事業」や「山梨県リサイクル製品認定制度」を実施するとともに、「ごみ減量化やまなしモデル」や「事業系一般廃棄物減量化指針」を策定し、事業者や市町村のごみの削減やリサイクルの取組を促し、支援してきたところです。

また、レジ袋削減のため、平成 19 年 8 月に山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会を設立し、参加事業者間でレジ袋削減に関する協定が締結され、平成 20 年 6 月末から全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止されました。年々参加事業者も増加しており平成 22 年には 37 事業者 1 組合 465 店舗においてノーレジ袋事業推進の取組みが進められています。これと合わせマイバッグ等の持参を呼びかけるキャンペーンを継続して実施しており、平成 21 年度末のマイバッグ持参率は 87%に達しています。

産業廃棄物に関しては、多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組を促進するため、産業廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組み、優良である事業者を認定事業者として認定する「トライ産廃スリム」事業を実施しています。多くの事業者に参加してもらうことで、産業廃棄物の発生抑制・適正処理について理解を深め、産業廃棄物の減量化を図るとともに、県が事業者の取組内容を積極的に公表することにより、県民及び事業者の循環型社会形成に関する意識の向上取組の支援を行ってきました。「トライ産廃スリム」の参加事業者は平成 18 年度の 38 事業者から平成 21 年度は 61 事業者に拡大しました。

また、排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を社会的に明らかにするための「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」による基準適合事業者は、平成 22 年度には 26 事業者となっており、優良化を目指す処理業者の取組を推進しています。

平成 18 年 12 月には「山梨県 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、毎年度の具体的な処理実施計画を作り、これに基づき適正で効率的な PCB 廃棄物の処理を実施しています。

また平成 21 年度からは、期間限定で、微量PCBに汚染されているおそれのある電気機器を保有する事業者に対し、PCBの混入を検査する経費の補助を開始し、微量PCBの適正な処理を推進しています。その結果、平成 22 年度までに検査を行った機器のうち約 25%が微量PCBに汚染されていることの判明に繋がりました。

不法投棄対策では、市町村や警察など関係機関と連携して、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロールを継続して実施、また 29 県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会（産廃スクラム 29）の会員同士の連携により、路上調査等を実施し産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。

また県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、平成 20 年度までに、目標である 1,000 人の登録を達成し、現在 1,070 人が協力員として登録されています。さらに事業者団体等との情報提供協定を継続させ、県民総監視体制の推進を図っています。

## 第2章 一般廃棄物の現状と課題

### 1 現状

#### (1) 総排出量等

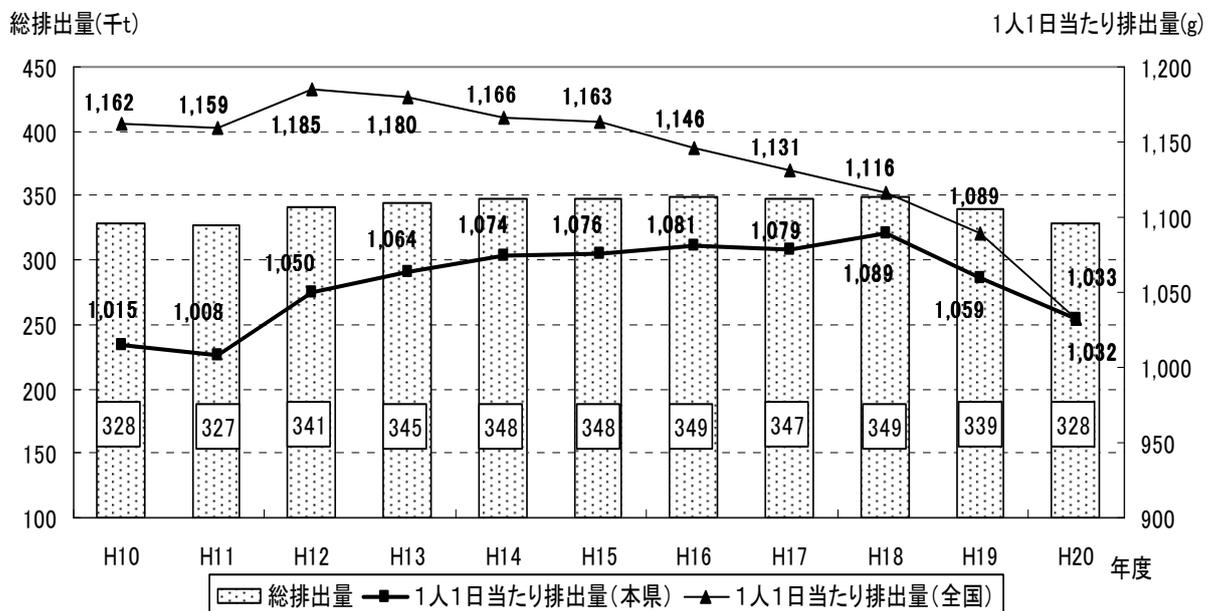
「平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査」の結果から、本県における総排出量は、平成18年度までは横ばい状態でしたが、平成19年度以降は減少し、平成20年度は328千トンとなっており、平成15年度の348千トンに対し5.8%減少しています。

また、1人1日当たりの排出量は1,032gとなっており、全国平均の1,033gとほぼ同量ですが、平成15年度から平成20年度にかけての減少率を見ると、全国平均では11.2%の減少となっていますが、本県では4.1%の減少にとどまっています。

平成18年度までの横ばい状態の主な原因は、平成13年4月からの野焼き処理の禁止、平成14年12月から小型焼却炉の設置基準が厳しくなったこと、平成18年度までに市町村合併が進み指導が強化され、自家処理されていたものが市の収集処理に出されるようになったことなどにより排出量が増加した一方、発生抑制などの普及啓発や指定ごみ袋制度導入により排出量が減少したためと考えられます。

また、平成19年度以降の減少の主な原因は、市町村の指定ごみ袋制度導入や事業者の自主的なレジ袋削減等の取組に加え、平成20年6月末全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止されたことなどが考えられます。

総排出量と1人1日当たり排出量の推移



### 総排出量と1人1日当たり排出量の状況

	総人口 (人)	収集運搬量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	総排出量 (t)	1人1日当たりの排出量 (g/日)	
						本県	全国
平成10年度	886,734	289,059	23,322	15,992	328,373	1,015	1,162
平成11年度	887,416	287,871	22,364	16,388	326,623	1,008	1,159
平成12年度	888,710	301,461	22,438	16,779	340,678	1,050	1,185
平成13年度	888,543	305,478	22,430	17,152	345,060	1,064	1,180
平成14年度	887,167	306,905	24,301	16,608	347,814	1,074	1,166
平成15年度	885,572	308,953	22,775	16,177	347,905	1,076	1,163
平成16年度	884,255	309,317	22,374	17,184	348,875	1,081	1,146
平成17年度	882,221	302,796	22,841	21,774	347,411	1,079	1,131
平成18年度	878,989	307,949	24,256	17,253	349,458	1,089	1,116
平成19年度	875,628	300,382	23,246	15,683	339,311	1,059	1,089
平成20年度	870,323	287,288	25,298	15,248	327,834	1,032	1,033

- ※1 収集運搬量：市町村等がその計画収集区域内において収集したごみの量  
 2 直接搬入量：排出者が処理施設に搬入したごみの量  
 3 集団回収量：自治会など住民団体等により回収されたごみの量  
 4 総排出量＝収集運搬量＋直接搬入量＋集団回収量  
 5 1人1日当たりの排出量＝総排出量／総人口（人）／年間日数  
 6 全国の数値については「日本の廃棄物処理」（環境省）から引用

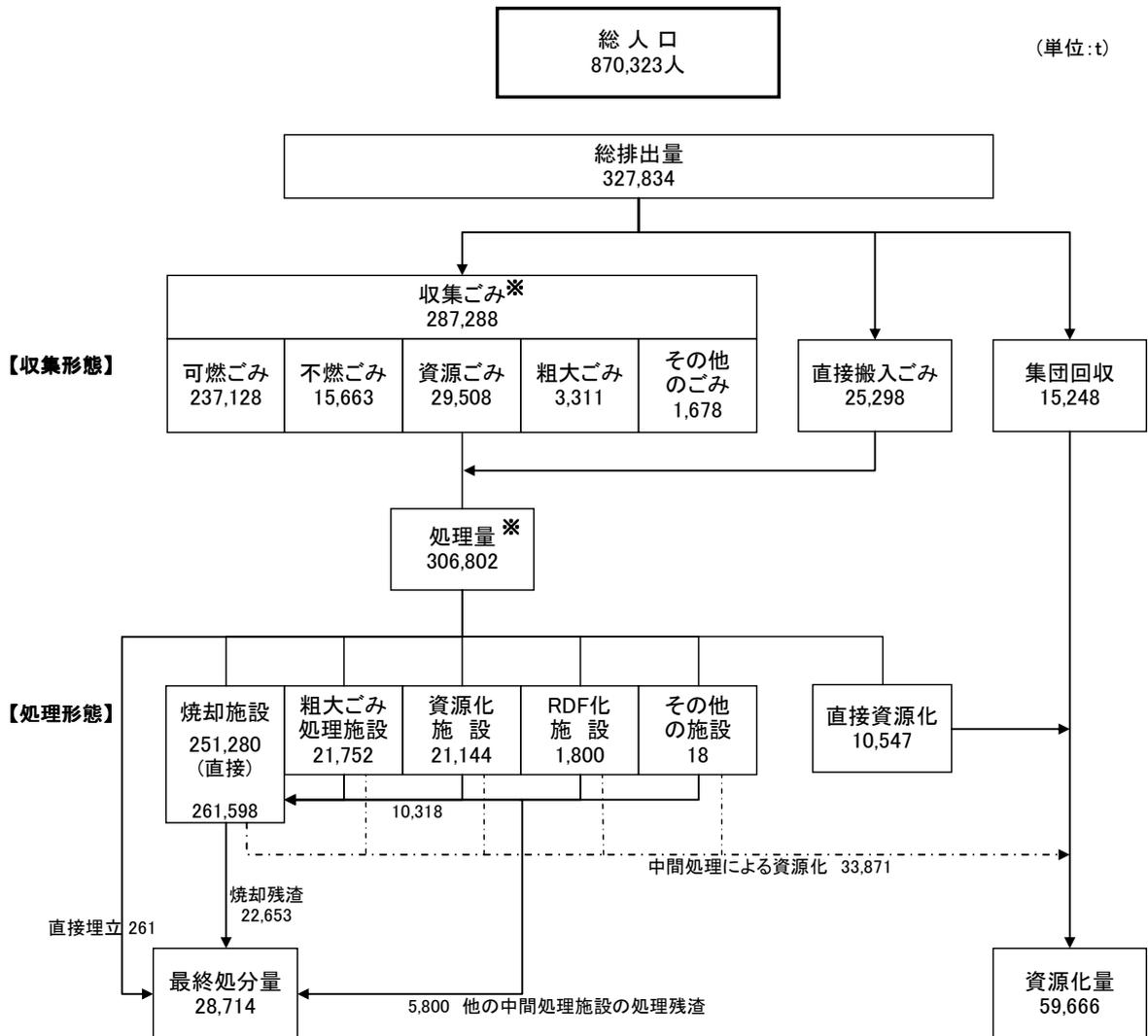
## (2) 処理の流れ

総排出量の内訳は、市町村等が収集したごみ（収集ごみ）が287,288トンで全体の87.6%を占めています。このほかに、ごみ処理施設に直接搬入されるごみ（直接搬入ごみ）が25,298トン（7.7%）、住民団体等により回収されたごみ（集団回収）が15,248トン（4.7%）となっています。

年間処理量のうち焼却、破碎、選別等の中間処理が行われたものは295,994トンとなっており、中間処理によって233,670トンが減量化されるとともに、33,871トンが再生利用され、残った28,453トンが最終処分されています。

最終的には、再生事業者等により直接資源化された10,547トンと住民団体等により回収された15,248トンを合わせた59,666トンが再生利用され、直接埋立された261トンと合わせて28,714トンが最終処分されています。

処理のフロー（平成20年度実績）

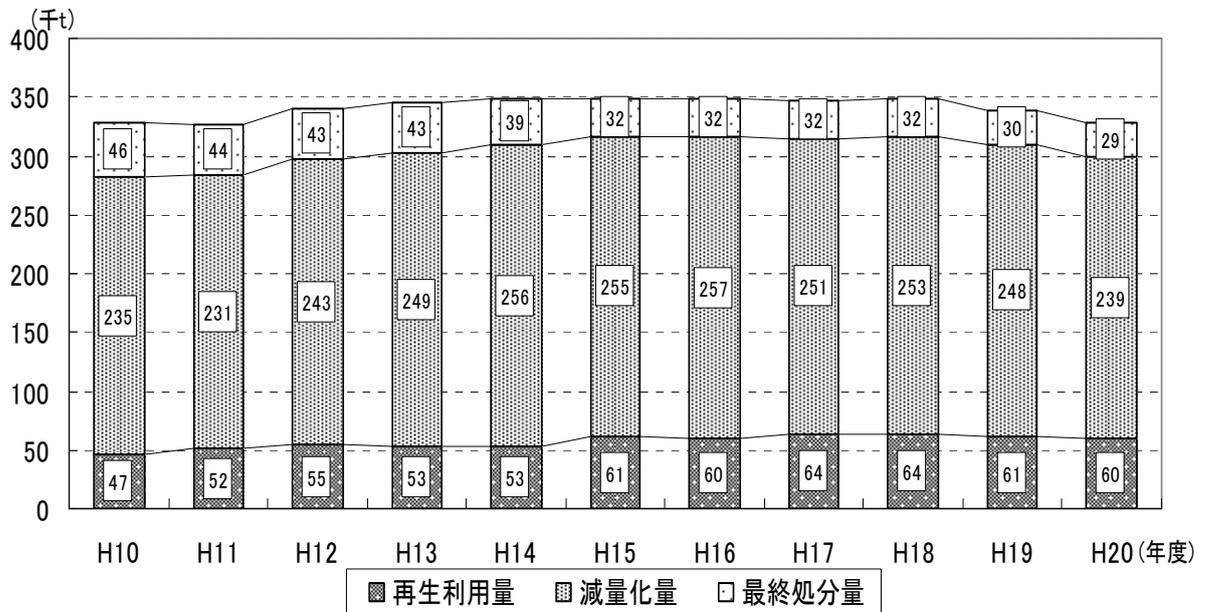


※ 収集ごみ量と処理量は、水分の蒸発や計量時点の相違等により一致しないことがあります。

総排出量については、平成20年度は327,834トンとなっており、平成15年度の347,905トンに対し5.8%減少しています。

この内訳は、再生利用量が61,355トンから59,666トンに2.8%減少し、減量化量は254,384トンから239,454トンに5.9%減少、最終処分量は32,166トンから28,714トンに10.7%減少しています。

処理の推移



- ※ 1 排出量＝再生利用量＋減量化量＋最終処分量  
＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量
- 2 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理による資源化量＋集団回収量
- 3 減量化量：中間処理施設において焼却されたこと等により減量した量
- 4 最終処分量：埋立処分量
- 5 循環型社会形成推進基本法で規定する「再使用、再生利用」は再生利用量に、「熱回収」は減量化量に含まれます。

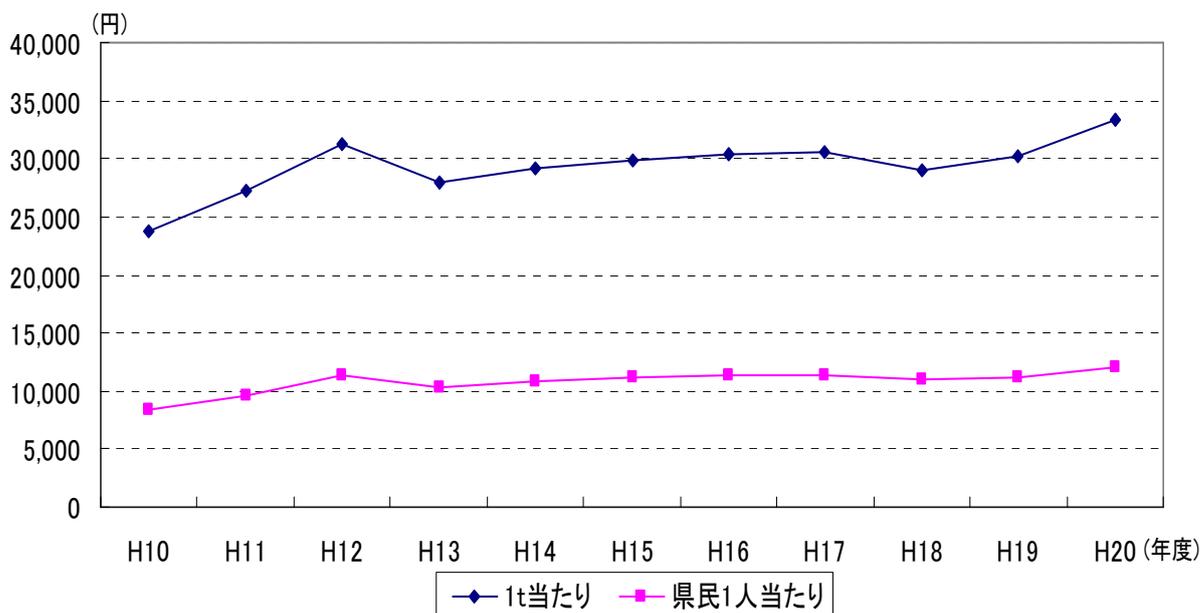
### (3) 処理経費の推移

処理経費については、1トン当たりの処理経費は、平成20年度が33,358円となっており、平成15年度の29,826円に対し11.8%の増加になっています。

これは、ごみ処理施設の改修や老朽化による維持管理費用の増加によるものと考えられます。

また、県民1人当たりの処理経費についても、1トン当たりの処理経費が増加しているため、平成20年度は11,981円となっており、平成15年度の11,172円に対し7.2%の増加となっています。

処理経費の推移



(4) 収集状況

ア 収集ごみの分別区分ごとの量

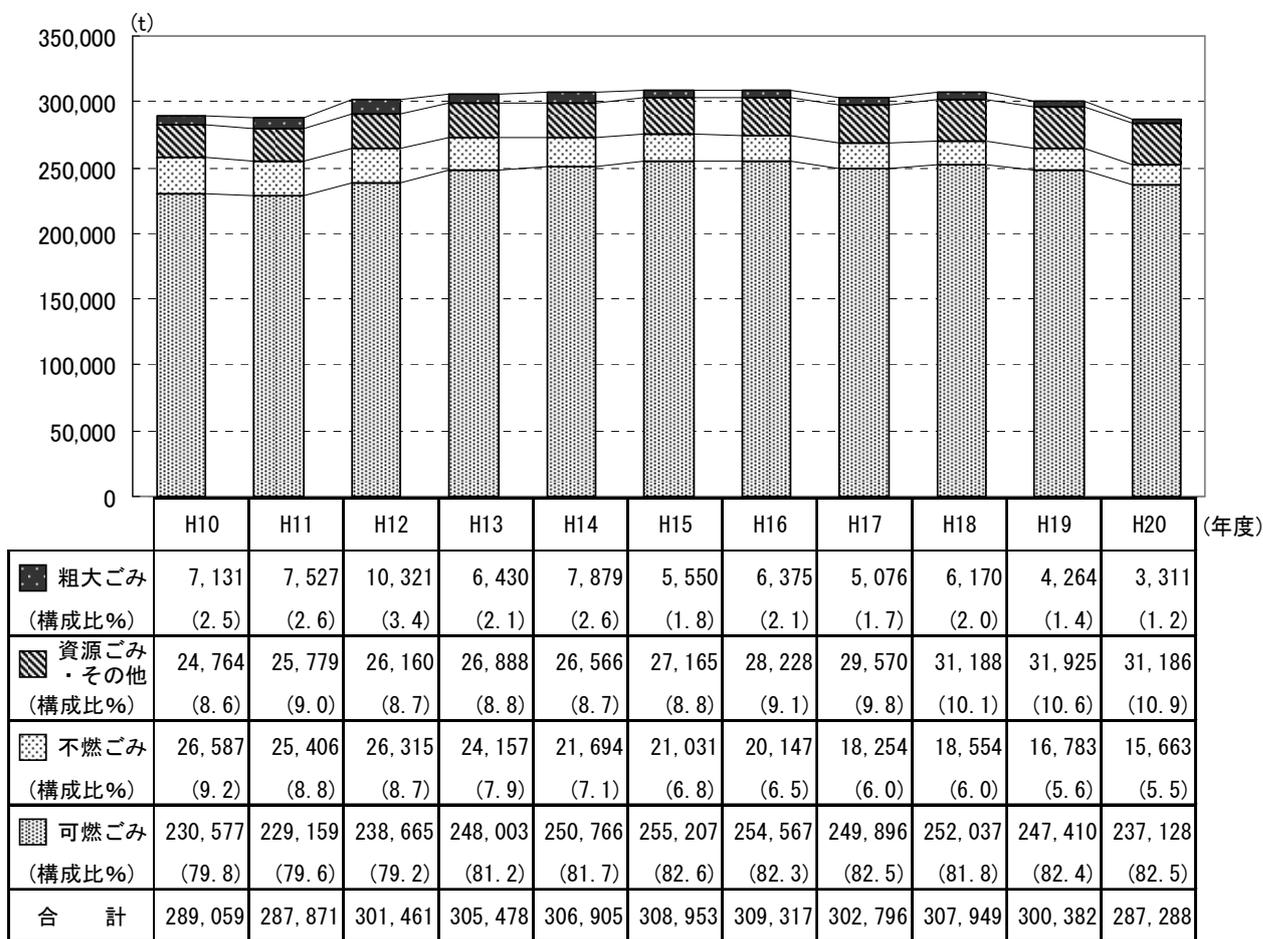
収集ごみの分別区分ごとの量については、可燃ごみが237,128トンで収集ごみの82.5%を占めており、平成15年度の255,207トンに対し7.1%の減少となっています。

また、粗大ごみ・不燃ごみは18,974トンで収集ごみの6.6%を占めており、平成15年度の26,581トンに対し28.6%減少しています。

一方、資源ごみ・その他の量は31,186トンで収集ごみの10.9%を占めており、平成15年度の27,165トンに対し14.8%増加しています。

これは、分別収集による資源化の取組が進んでいるものと考えられます。

収集ごみの分別区分ごとの状況



## イ 生活系・事業系別のごみの量

ごみの排出については、生活系ごみは224,998トンで全体の72.0%、事業系ごみは87,588トンで28.0%となっています。

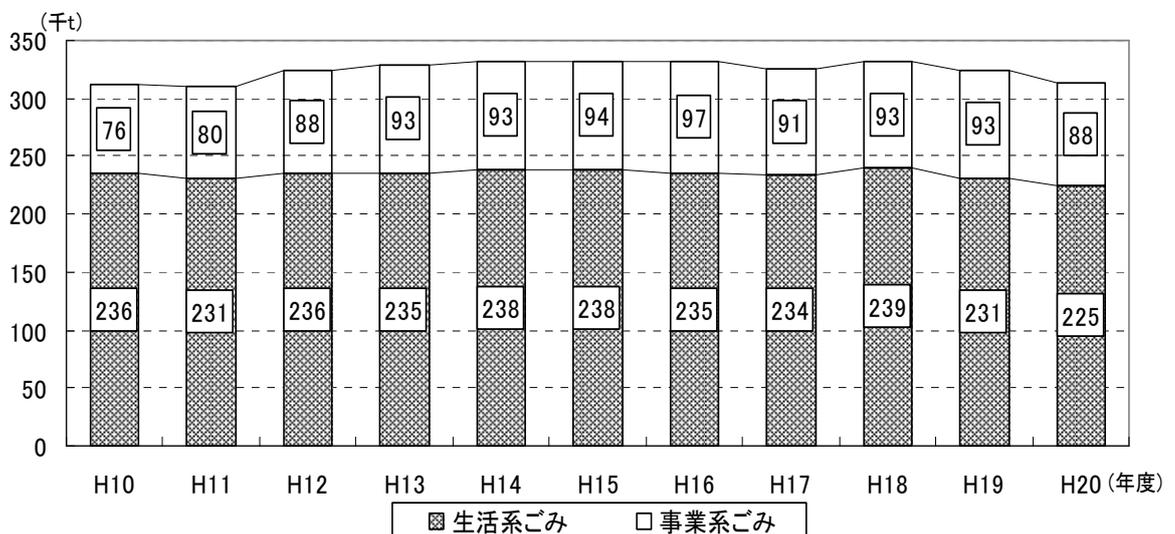
生活系のごみ排出量について、平成18年度までについては、野焼き処理の禁止や小型焼却炉の設置基準が厳しくなったことにより、自家処理されていたものが、市町村の収集処理に出されるようになったことなどにより排出量が増加した一方、発生抑制などの普及啓発や指定ごみ袋制度導入により排出量が減少したため横ばい状態でありました。

一方、平成19年度以降は、市町村の指定ごみ袋制度導入や平成19年4月からの改正容器包装リサイクル法の施行による事業者の自主的なレジ袋削減等の取組に加え、分別収集品目の拡大に伴い分別が容易な商品の購入、平成20年6月末全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止されたことなどによるごみ減量や分別に対する取組の強化により排出量が減少しました。

事業系のごみ排出量については、平成14年12月から事業所の小型焼却炉の設置基準が厳しくなり使用できなくなったことから、市町村での処理に出されるようになり平成16年度までは排出量が増加しました。

しかし、食品リサイクル法や改正容器包装リサイクル法の施行により、生ごみ処理機の導入、企業のごみ減量化への取組の進展、更に、景気低迷による事業活動の低迷により事業系一般廃棄物の排出量は減少しています。

生活系・事業系別のごみ量の推移



- ※1 生活系ごみ：家庭のごみ 但し、推計による場合は、市町村等収集運搬量と委託業者の収集運搬量
- 2 事業系ごみ：事業所のごみ 但し、推計による場合は、許可業者収集量と直接搬入量

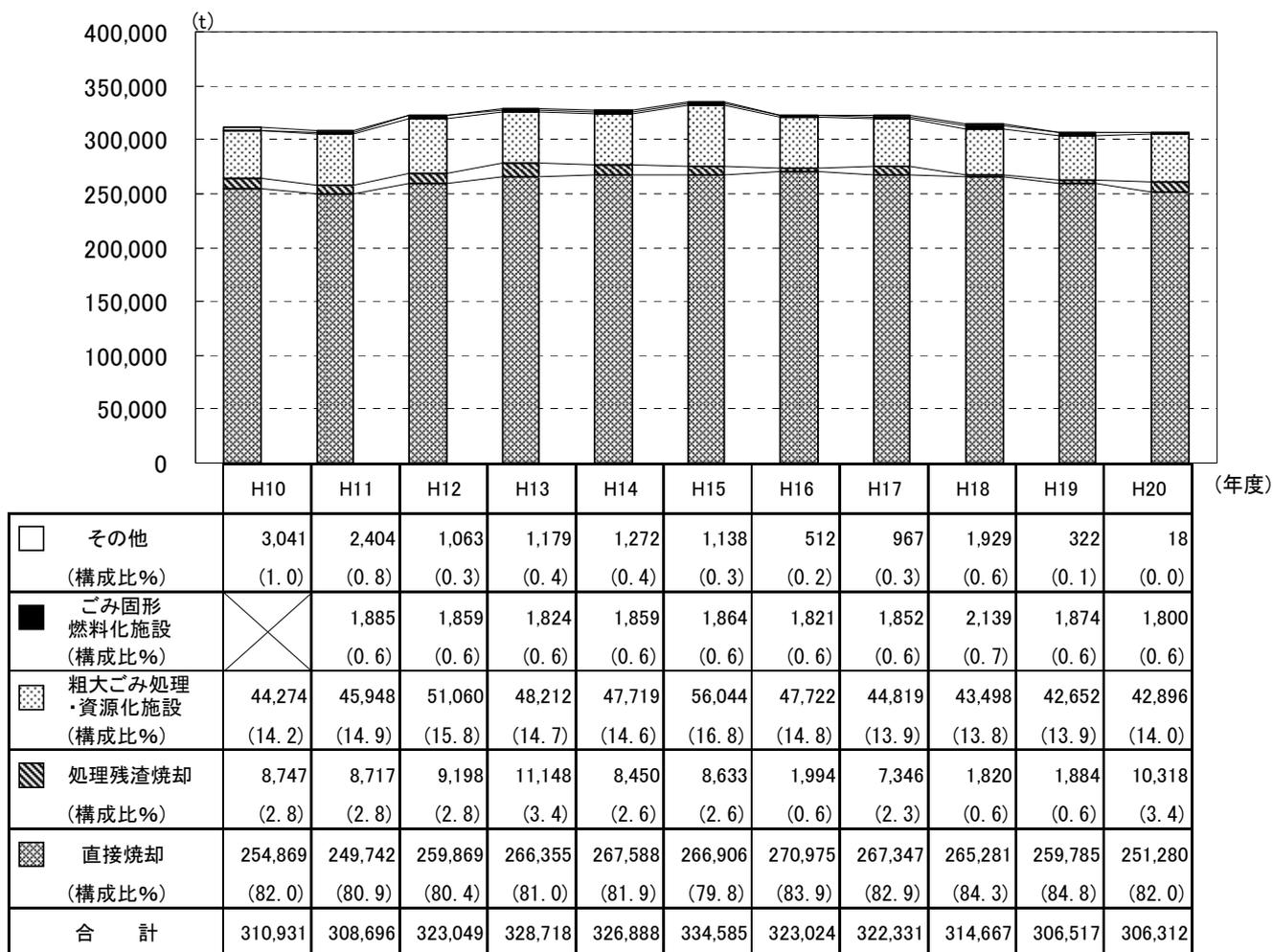
## (5) 中間処理の状況

### ア 処理量

収集されたごみの大部分は、焼却施設などの中間処理施設で処理されています。

このうち、焼却施設で直接焼却されたものが251,280トンで最も多く、粗大ごみ処理施設・資源化施設で処理されたものが42,896トン、ごみ固形燃料化施設(RDF化施設)で処理されたものが1,800トンとなっています。

中間処理量の状況



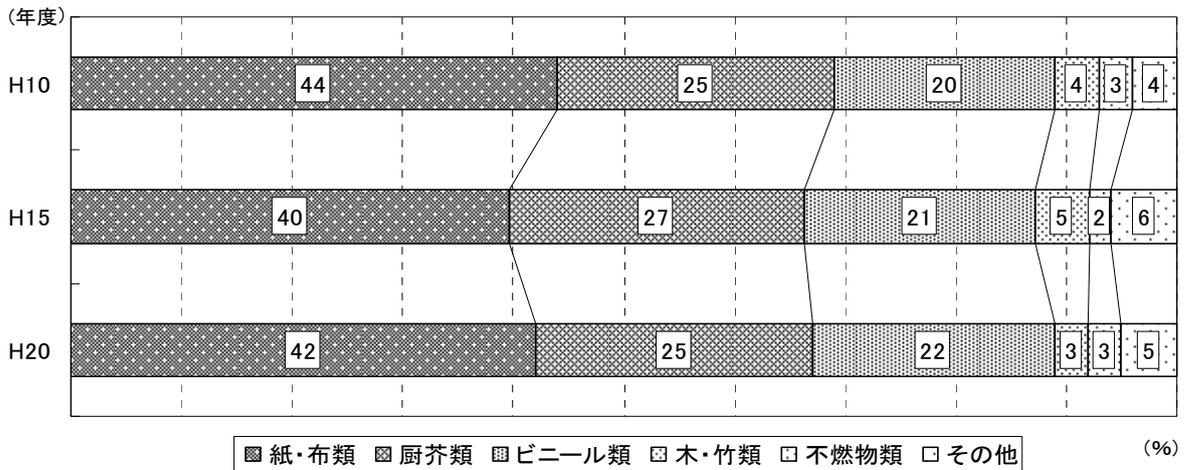
## イ 種類別組成

県内のごみ焼却施設及びごみ固形燃料化施設に搬入されたごみの種類別組成の調査結果によると、紙・布類が42%と多く、以下厨芥類、ビニール類と続いています。

平成15年度と比較すると、紙・布類が増加しており、厨芥類、木・竹類が減少しています。

これは、生ごみ処理機の普及などによる生ごみの分別処理が進んでいると考えられます。

ごみ焼却施設・ごみ固形燃料化施設の種類別組成



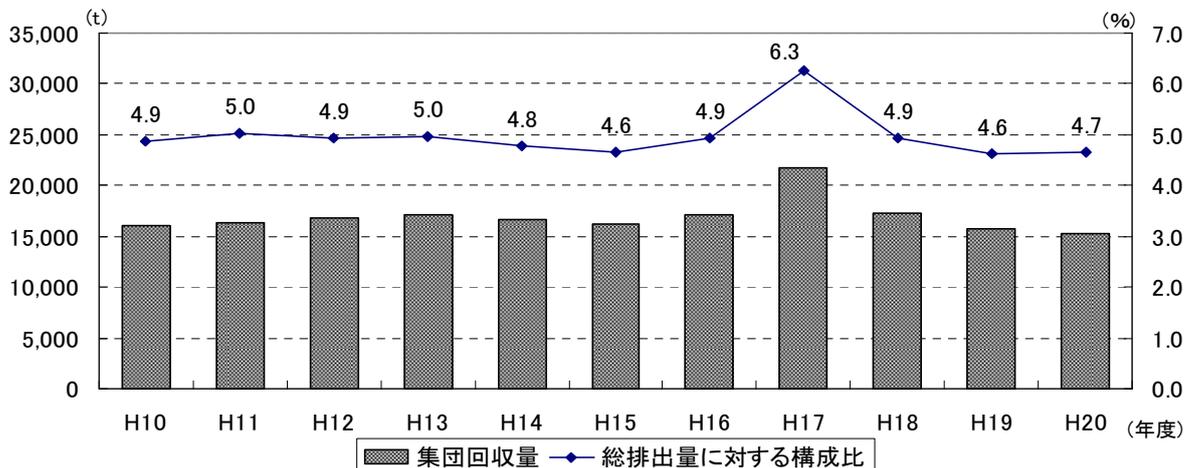
## (6) 再生利用の状況

### ア 集団回収量の推移

市町村が処理するごみとは別に、地域の自治会やPTA等の団体による資源物の回収（集団回収）が行われています。

集団回収量については、平成20年度は15,248トンとなっており、平成15年度の16,177トンに対し減少していますが、総排出量に対する構成比を比較すると、平成20年度が4.7%であり、平成15年度の4.6%とほぼ同じ割合となっています。

集団回収量の推移



## イ 容器包装廃棄物の収集状況

平成9年度に容器包装リサイクル法が施行されたことにより、県内の全市町村において分別収集計画が策定され、現在、10品目の容器包装廃棄物が分別収集の対象となっています。

平成21年度においては、18市町村が10品目全ての分別収集を実施しており、ほとんどの市町村で8品目以上の収集を行っています。

平成21年度品目別分別収集実施市町村数

品 目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製 容器包装	ペットボトル
市町村数(27)	27	27	27	11	26
そ の 他 プラスティック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	10品目完全実施
23	27	27	27	24	18

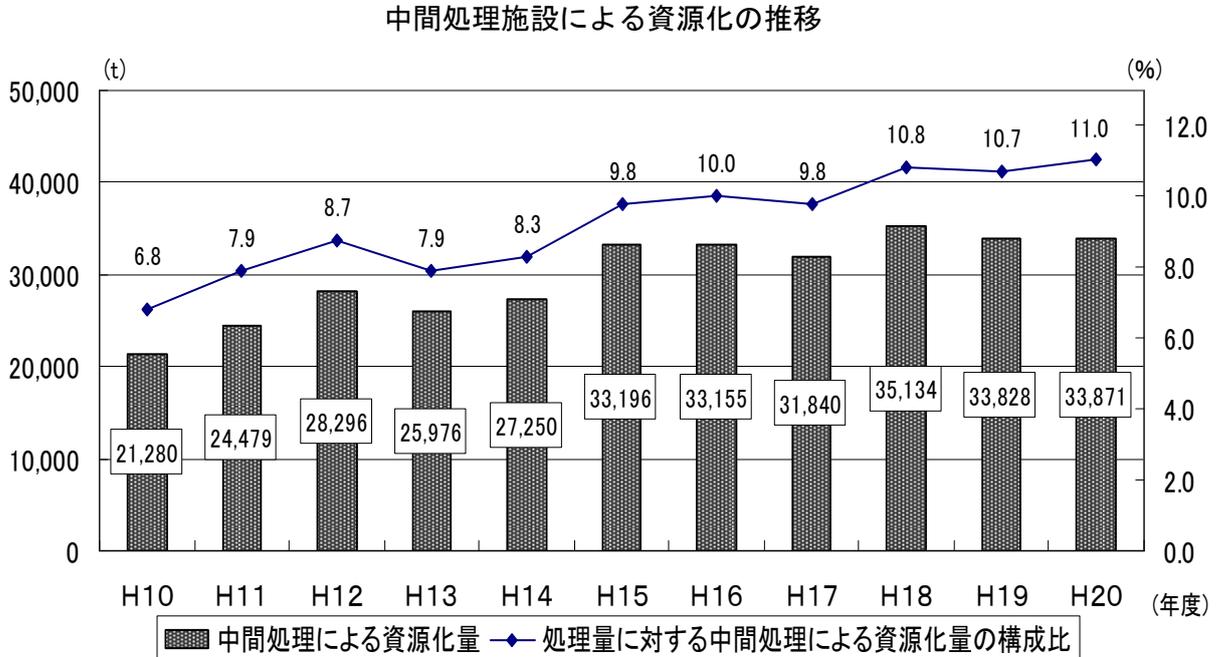
平成21年度品目別分別収集実施状況

(t)

品 目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製 容器包装	ペットボトル
収集計画量 A	1,808	1,926	1,174	266	1,319
収集実績 B	1,761	1,930	1,166	194	1,277
達成率(%) B/A	97.4	100.2	99.3	72.9	96.8
そ の 他 プラスティック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	合 計
2,428	2,608	1,065	6,656	192	19,442
1,019	2,104	942	6,274	159	16,826
42.0	80.7	88.5	94.3	82.8	86.5

### ウ 中間処理施設による資源化の状況

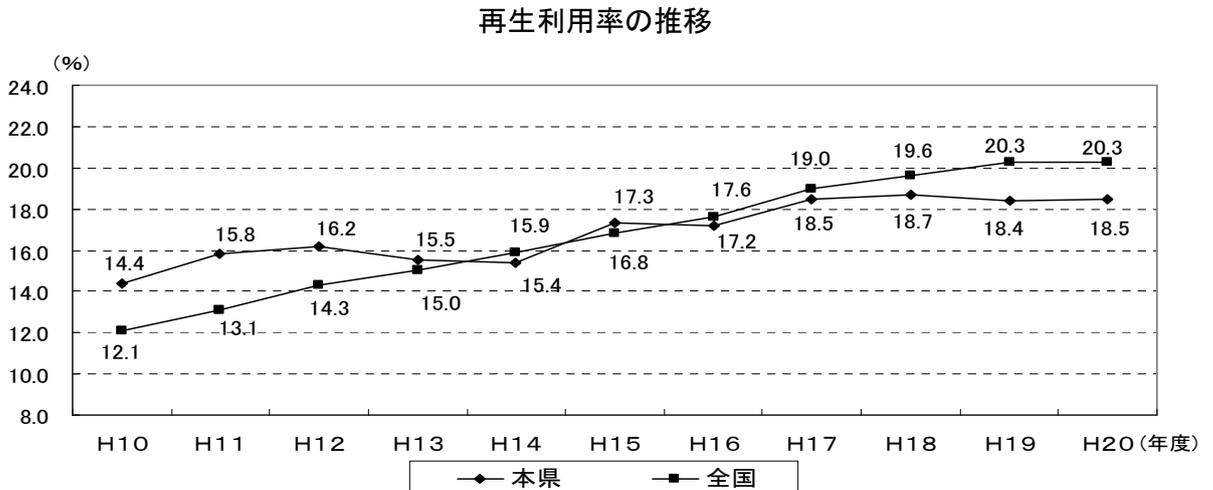
平成20年度にごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設で資源化されたごみの量は33,871トンであり、平成15年度の33,196トンに対し2.0%増加しています。



### エ 再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率については、平成20年度は18.5%となっており、平成15年度の17.3%に対し1.2ポイント増加しています。

しかし、全国平均の20.3%を下回っています。



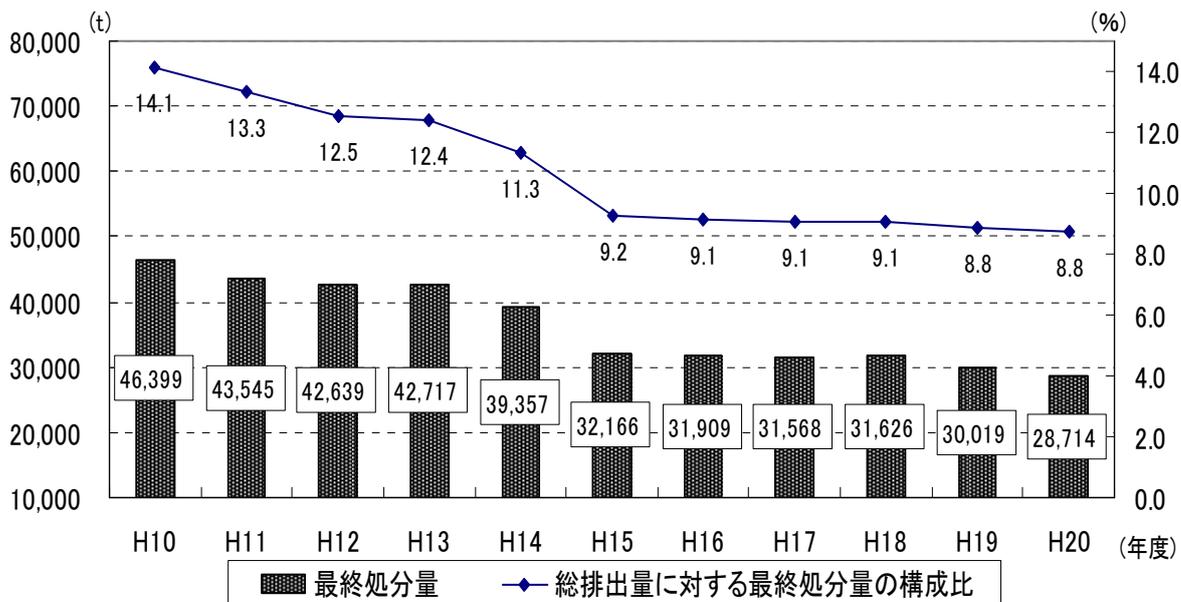
※ 再生利用率：資源化量／(ごみ処理量＋集団回収量)×100

### (7) 最終処分状況

最終処分量については、平成20年度は28,714トンとなっており、平成15年度の32,166トンに対し10.7%減少しています。総排出量に対する構成比を見ると、平成15年度から平成20年度にかけ9%程度と横ばいの状態です。

これは、再生利用可能な資源ごみが十分に分別されずに中間処理され最終処分されているためと考えられます。

最終処分の推移



## 2 処理施設の状況

### (1) 中間処理施設の設置状況

平成21年度末における市町村等が設置し稼働している中間処理施設は20施設となっています。内訳は、ごみ焼却施設が10施設、ごみ固形燃料化施設（RDF化施設）が1施設、粗大ごみ処理施設が3施設、資源化等を行う施設が6施設となっています。

また、民間が設置した中間処理施設は56施設（産業廃棄物処理施設で処理する施設も含む）であり、内訳は、焼却施設が5施設、粗大ごみ処理施設4施設、資源化等を行う施設47施設となっています。

#### 市町村等の中間処理施設の設置状況

	ごみ焼却施設					ごみ固形 燃料化施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
	全連続				バッチ				
	ガス化 溶 融	灰溶融	流動床	ストーカー					
施設数	1	2	1	1	5	1	3	6	20
施設規模 (t/日)	160	274	360	270	175	10	145	100	1,494

#### 民間の中間処理施設の設置状況

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
施設数	5	4	47	56
施設規模 (t/日)	206	324	13,277	13,807

### (2) 最終処分場の設置状況

焼却残渣等を最終処分する埋立処分施設は、市町村等が設置したものが4施設（2団体）ありますが、全ての施設が既に埋立を終了しています。

### 3 課題

#### (1) 発生抑制

総排出量は、平成20年度には328千トンとなっており、平成15年度の348千トンと比較して5.8%減少しており、発生抑制が進んでいます。

前計画では、平成22年度の総排出量を312千トンとし、平成15年度から10.3%削減することを目標としているため、引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

- ア ごみになる物の購入を控えることや、過剰包装の商品を減らすなど、県民、事業者、行政が連携した仕組みづくりなど取組強化
- イ 排出量や経費などの情報提供やごみ処理の有料化など、ごみ減量への住民意識の高揚を図るための効果的な手法の検討・導入
- ウ 目標に対し削減が遅れている事業系ごみについては、事業者が行う排出抑制のための取組に対し、県、市町村が連携した効果的な働きかけの実施

#### (2) 再生利用

再生利用量は、平成20年度は60千トンとなっており、平成15年度の61千トンと比較して減少していますが、総排出量の削減が進んでいるため、再生利用率については、平成15年度の17.3%と比較して、平成20年度には18.5%となっており、1.2ポイント増加しています。しかし、全国平均の20.3%を下回る状況にあります。

こうした状況を踏まえ、再生利用率の向上、再生利用量の増大のため、より一層の取組を行う必要があります。

- ア 分別の正しい知識を身につけてもらうため、分別説明会等による指導や啓発、分別収集の回収量の増大や収集品目の追加の検討
- イ 住民の協力を拡大していくため、分別収集したプラスチック容器、びん、缶等がどのようにリサイクルされているかの情報提供
- ウ リサイクルステーション等の拠点回収場所の設置や増設、リサイクル施設や生ごみ等の堆肥化処理のための施設整備、民間事業者との連携の推進

#### (3) 減量化

減量化量は、平成20年度は239千トンとなっており、平成15年度の255千トンと比較して減少していますが、総排出量に対する構成比を見ると7割程度となっており横ばい状態です。

こうした状況を踏まえ、適切な減量化量の減少を推進するためには、再生利用量の増加と最終処分量の減少を図る取組を進めていく必要があります。

#### (4) 最終処分

最終処分量は、平成20年度には29千トンとなっており、平成15年度の32千トンと比較して減少していますが、総排出量に対する構成比を見ると9%程度となっており横ばい状態です。

最終処分を他県に依存している本県にとっては、将来にわたって廃棄物を適正に自県内で処理できるよう最終処分場の確保に努めるとともに、最終処分量の更なる削減を推進する必要があります。

ア 公共関与による廃棄物最終処分場の整備

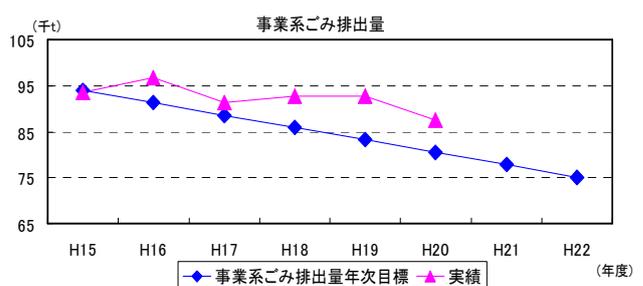
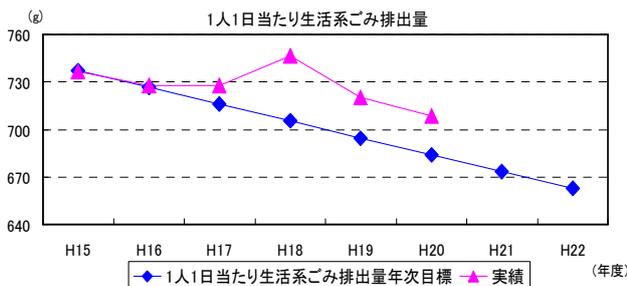
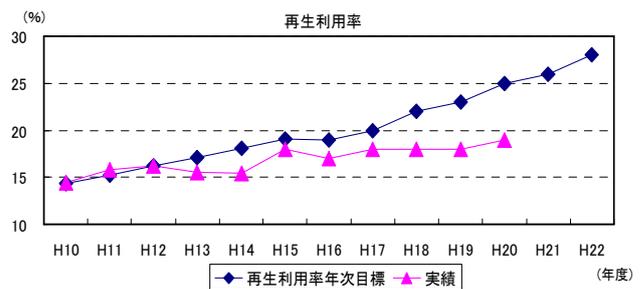
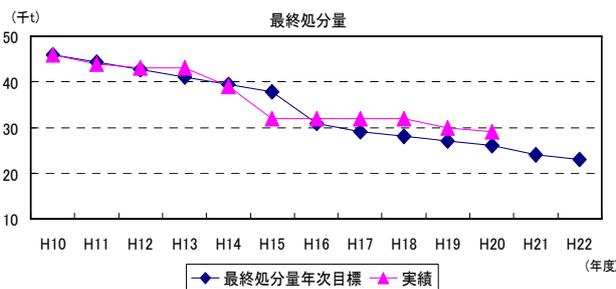
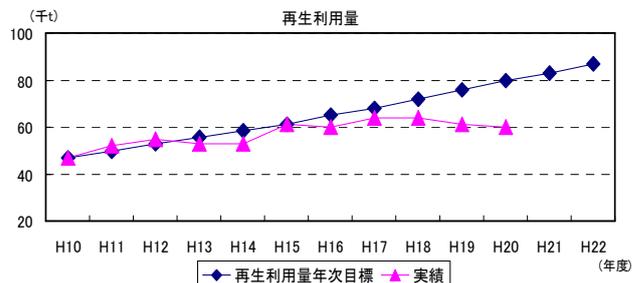
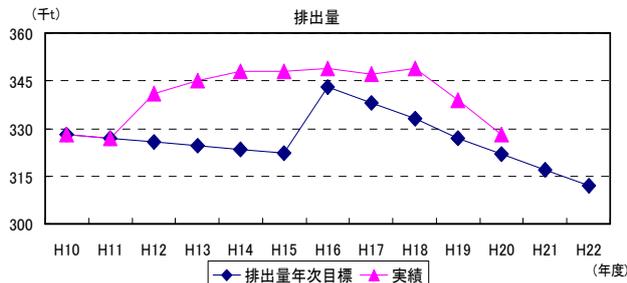
イ 発生抑制とともに、資源物の分別指導強化などにより再生利用の増大を図り、県民の意識向上を図る。

#### 〈参考〉

山梨県廃棄物総合計画に定める目標と実績

(千t)

項目	基準年		実績										目標年	
	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成22年度	
	排出量	構成(%)												
排出量	348	100	349	100	347	100	349	100	339	100	328	100	312	100
再生利用量	61	17	60	17	64	19	64	18	61	18	60	18	87	28
減量化量	255	74	257	74	251	72	253	73	248	73	239	73	202	65
最終処分量	32	9	32	9	32	9	32	9	30	9	29	9	23	7



※ 年次目標は、前計画(目標年：平成22年度)における目標値を基に年度ごとの値を推計

## 4 し尿の現状と課題

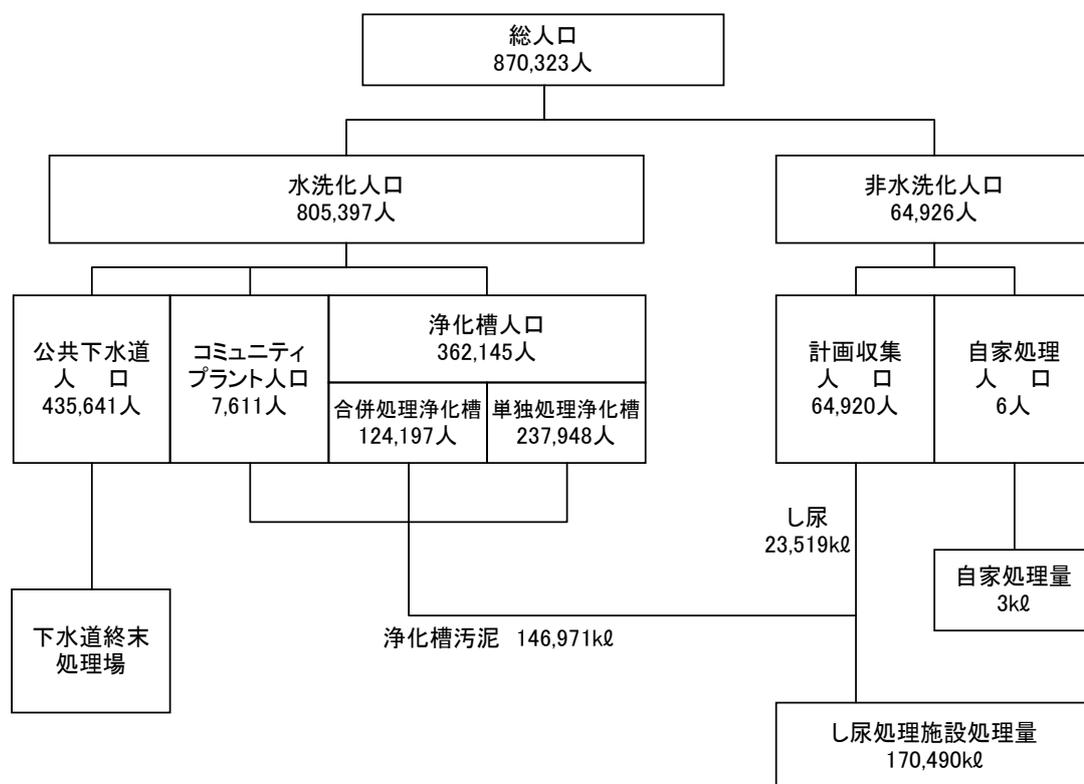
### (1) 現状

平成20年度の水洗化人口は805,397人であり、総人口の92.5%を占めています。水洗化人口の内訳は、公共下水道人口が435,641人、コミュニティプラント人口が7,611人、合併処理浄化槽人口が124,197人、単独処理浄化槽人口が237,948人となっています。

非水洗化人口は64,926人であり、総人口の7.5%となっています。

生活排水の処理を行う公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口が増加しており、非水洗化人口は減少しています。

し尿処理のフロー（平成20年度実績）



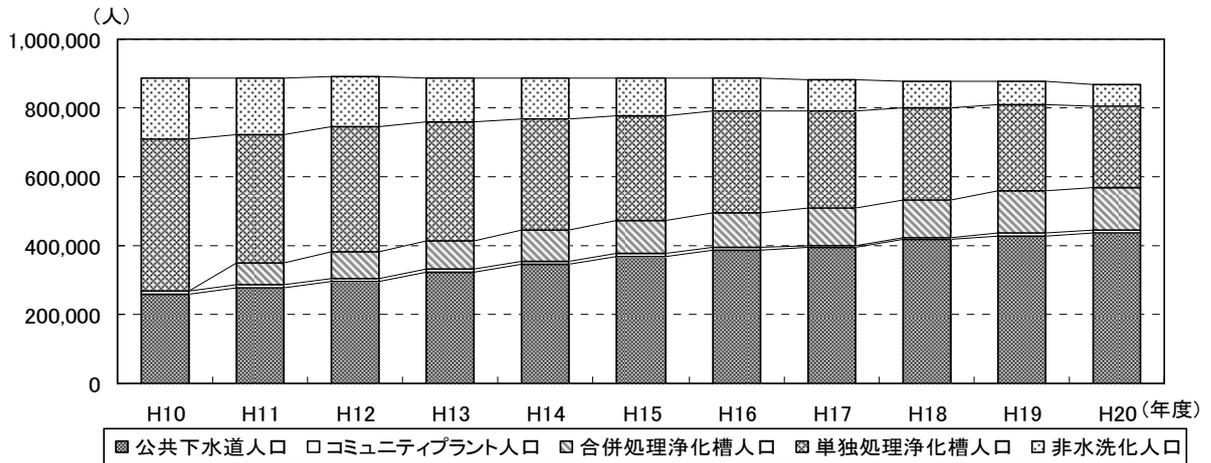
- ※1 公共下水道：県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道
- ※2 コミュニティプラント：市町村がし尿、生活排水等を集合的に処理する施設
- ※3 合併処理浄化槽：し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽（農業集落排水施設を含む）
- ※4 し尿処理施設：収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設

## (2) 水洗化人口の推移

平成20年度の水洗化人口は805,397人で、平成15年度の778,749人から3.4%増加しています。

このうち、公共下水道人口は18.4%増加、浄化槽人口は10.2%減少となっています。

### 水洗化人口・非水洗化人口の推移



### 水洗化人口・非水洗化人口の状況

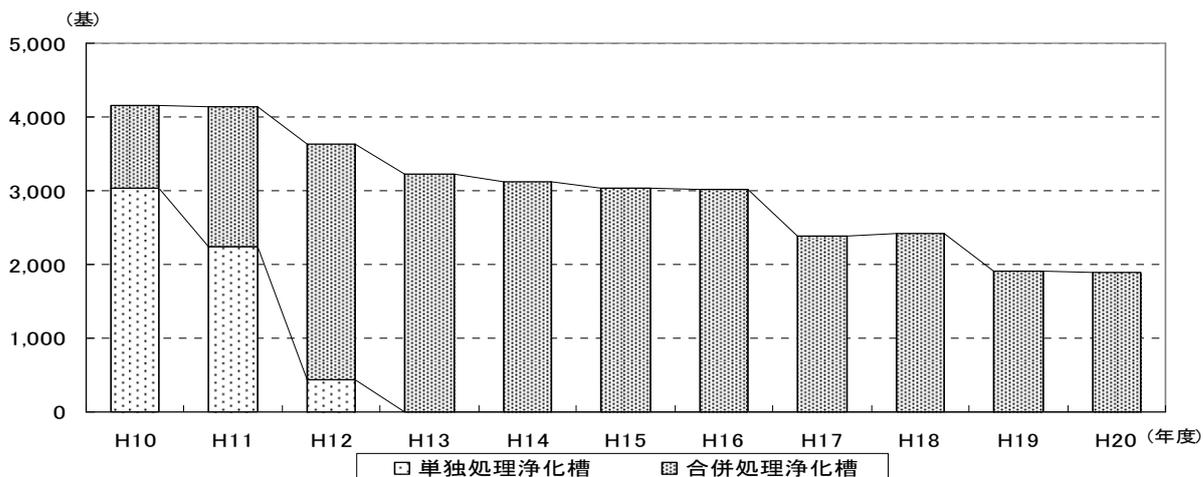
	計画処理 区域 内 人 口	水洗化人口					非水洗化人口			
		公共下水 道 人 口	コミュ ニ ティ プラ ント 人 口	浄化槽人口			計	収集人口	自家処理 人 口	計
				合併処理 浄化槽 人 口	単独処理 浄化槽 人 口	小計				
平成10年度	886,734 (100.0%)	260,121 (29.3%)	8,351 (0.9%)	439,099 (49.5%)			707,571 (79.8%)	175,970 (19.8%)	3,193 (0.4%)	179,163 (20.2%)
平成11年度	887,416 (100.0%)	278,128 (31.3%)	7,974 (0.9%)	62,544 (7.0%)	375,579 (42.3%)	438,123 (49.4%)	724,225 (81.6%)	162,672 (18.3%)	519 (0.1%)	163,191 (18.4%)
平成12年度	888,710 (100.0%)	296,031 (33.3%)	7,475 (0.8%)	77,458 (8.7%)	363,389 (40.9%)	440,847 (49.6%)	744,353 (83.8%)	143,908 (16.2%)	449 (0.1%)	144,357 (16.2%)
平成13年度	888,543 (100.0%)	322,607 (36.3%)	7,671 (0.9%)	84,154 (9.5%)	345,770 (38.9%)	429,924 (48.4%)	760,202 (85.6%)	128,007 (14.4%)	334 (0.0%)	128,341 (14.4%)
平成14年度	887,167 (100.0%)	346,798 (39.1%)	8,175 (0.9%)	92,091 (10.4%)	322,316 (36.3%)	414,407 (46.7%)	769,380 (86.7%)	114,036 (12.9%)	3,751 (0.4%)	117,787 (13.3%)
平成15年度	885,572 (100.0%)	367,813 (41.5%)	7,539 (0.9%)	96,730 (10.9%)	306,667 (34.6%)	403,397 (45.6%)	778,749 (87.9%)	106,504 (12.0%)	319 (0.0%)	106,823 (12.1%)
平成16年度	884,255 (100.0%)	386,021 (43.7%)	7,367 (0.8%)	102,230 (11.6%)	295,473 (33.4%)	397,703 (45.0%)	791,091 (89.5%)	92,851 (10.5%)	313 (0.0%)	93,164 (10.5%)
平成17年度	882,221 (100.0%)	394,870 (44.8%)	7,198 (0.8%)	105,698 (12.0%)	284,476 (32.2%)	390,174 (44.2%)	792,242 (89.8%)	89,973 (10.2%)	6 (0.0%)	89,979 (10.2%)
平成18年度	878,989 (100.0%)	416,372 (47.4%)	7,271 (0.8%)	106,013 (12.1%)	269,939 (30.7%)	375,952 (42.8%)	799,595 (91.0%)	79,386 (9.0%)	8 (0.0%)	79,394 (9.0%)
平成19年度	875,628 (100.0%)	429,029 (49.0%)	7,666 (0.9%)	120,368 (13.7%)	250,366 (28.6%)	370,734 (42.3%)	807,429 (92.2%)	68,193 (7.8%)	6 (0.0%)	68,199 (7.8%)
平成20年度	870,323 (100.0%)	435,641 (50.1%)	7,611 (0.9%)	124,197 (14.3%)	237,948 (27.3%)	362,145 (41.6%)	805,397 (92.5%)	64,920 (7.5%)	6 (0.0%)	64,926 (7.5%)

### (3) 浄化槽の設置状況

平成20年度に新たに設置された浄化槽の新規設置基数は1,897基であり、下水道の普及により平成15年度に比べて新規設置基数は37.5%減少しています。

平成12年6月の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除され、平成13年4月から浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられており、平成13年度からの新規設置基数は、合併処理浄化槽のみとなっています。

浄化槽の新規設置の推移



浄化槽の新規設置の状況

(基)

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
平成10年度	3,035	1,119	4,154
平成11年度	2,251	1,884	4,135
平成12年度	443	3,193	3,636
平成13年度	0	3,220	3,220
平成14年度	0	3,131	3,131
平成15年度	0	3,035	3,035
平成16年度	0	3,026	3,026
平成17年度	0	2,384	2,384
平成18年度	0	2,427	2,427
平成19年度	0	1,911	1,911
平成20年度	0	1,897	1,897

#### (4) し尿処理施設等の状況

市町村等が設置し稼働しているし尿処理施設等は、し尿処理施設が12施設、汚泥再生処理センターが2施設、コミュニティプラントが11施設となっています。

##### し尿処理施設等の状況

H22.8現在

	し尿処理施設	汚泥再生処理センター	コミュニティプラント
施設数	12	2	11
施設規模	759 (kℓ/日)	39 (kℓ/日)	4,538 (m <sup>3</sup> /日)

- ※1 し尿処理施設：収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設
- 2 汚泥再生処理センター：し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源を回収する施設
- 3 コミュニティプラント：市町村がし尿、生活排水等を集合的に処理する施設

#### (5) 課題

し尿や浄化槽汚泥の処理については、生活の場から迅速に排除し、衛生的に処理するための体制を整備しておく必要があります。

現在、県内のし尿処理施設においては衛生的な処理体制は整っていると考えられますが、施設の老朽化も進んでいます。

このため、今後の施設整備については、地域の特性や経済性を考慮し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備計画との整合を図りつつ、それぞれの特性を生かして、計画的かつ効率的に整備を行うことにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制を推進する必要があります。

また、浄化槽・コミュニティプラントの適正な維持管理の実施のため法定検査の実施や維持管理状況を把握し、適正な管理を行っていく必要があります。

さらに、し尿等の衛生的な処理とともに、環境への負荷の低減を図り、資源としての利用を推進する必要があります。浄化槽やコミュニティプラントから排出される汚泥の処理については、堆肥化やメタン発酵等のエネルギー回収を行う汚泥再生処理センター等の複合的な施設の整備を推進する必要があります。

### 第3章 産業廃棄物の現状と課題

#### 1 現状

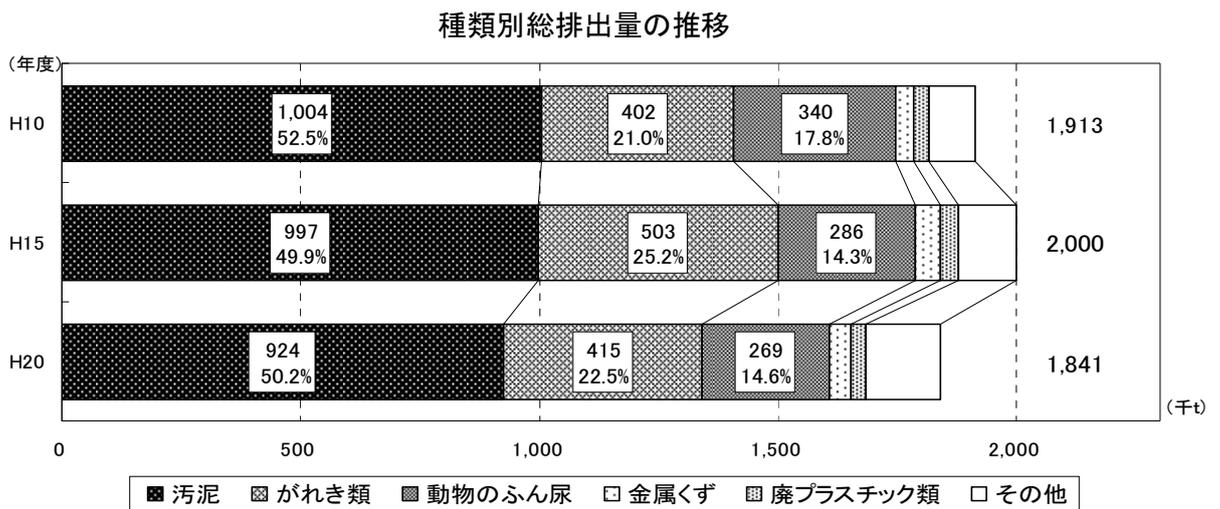
##### (1) 総排出量等

###### ア 総排出量

平成21年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査（平成20年度実績）の結果によると、総排出量は1,841千トンであり、平成15年度の2,000千トンと比較すると8%減少しています。この排出量の減少は、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の作成・実施など、各事業所において産業廃棄物の排出抑制への取組がなされてきたものと考えられます。

###### イ 種類別総排出量

総排出量を種類別にみると、汚泥が924千トン（総排出量の50.2%）で最も多く、以下がれき類、動物のふん尿、金属くずとなっています。平成15年度と比較すると、全体的に減少しており、特にがれき類は約18%減少しています。



##### 種類別総排出量の状況

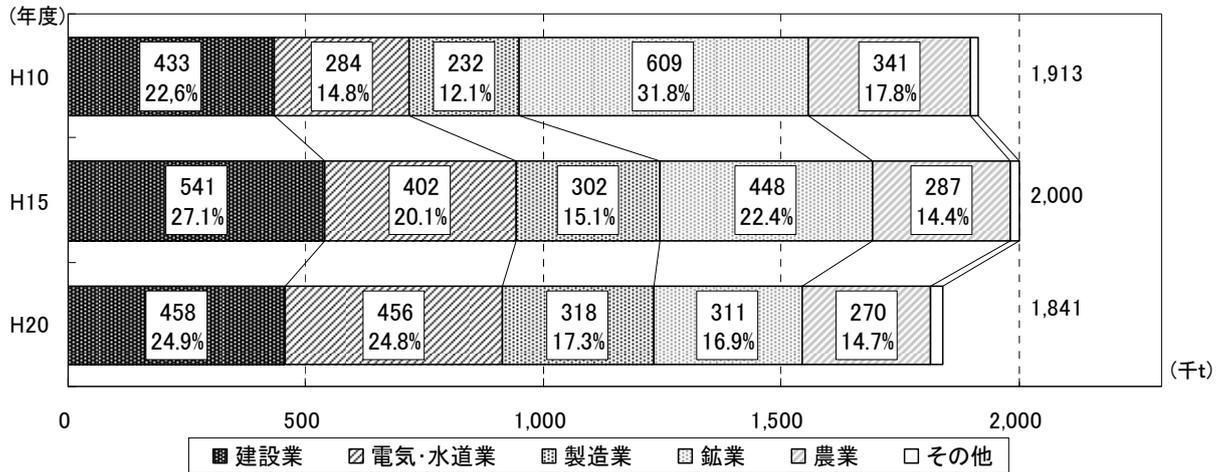
(千t)

		H15		H20	
総排出量		2,000	(100.0%)	1,841	(100.0%)
内訳	汚泥	997	(49.9%)	924	(50.2%)
	がれき類	503	(25.2%)	415	(22.5%)
	動物のふん尿	286	(14.3%)	269	(14.6%)
	金属くず	54	(2.7%)	45	(2.4%)
	廃プラスチック類	36	(1.8%)	31	(1.7%)
	廃油	15	(0.8%)	28	(1.5%)
	木くず	20	(1.0%)	24	(1.3%)
	動植物性残渣	25	(1.3%)	23	(1.2%)
	ガラス陶磁器くず	15	(0.8%)	19	(1.0%)
	廃酸	11	(0.6%)	18	(1.0%)
	紙くず	17	(0.9%)	18	(1.0%)
	鋳さい	9	(0.5%)	6	(0.3%)
	その他	12	(0.6%)	21	(1.1%)

### ウ 業種別総排出量

業種別による総排出量については、建設業が458千トン(総排出量の24.9%)で最も多く、以下、電気・水道業、製造業、鉱業となっています。平成15年度と比較すると、電気・水道業、製造業が増加したものの、鉱業が約31%、建設業は約15%減少しています。

業種別総排出量の推移



業種別総排出量の状況

	(千t)	
	H15	H20
総排出量	2,000	1,841
建設業	541	458
電気・水道業	402	456
製造業	302	318
鉱業	448	311
農業	287	270
その他	20	28

## (2) 処理の流れ

平成20年度の総排出量から、農業から発生した廃棄物を除いた排出量は1,571千トンであり、このうち排出事業者自らの中間処理による減量化量690千トンと再生利用量77千トンを除いた搬出量は804千トンとなっています。

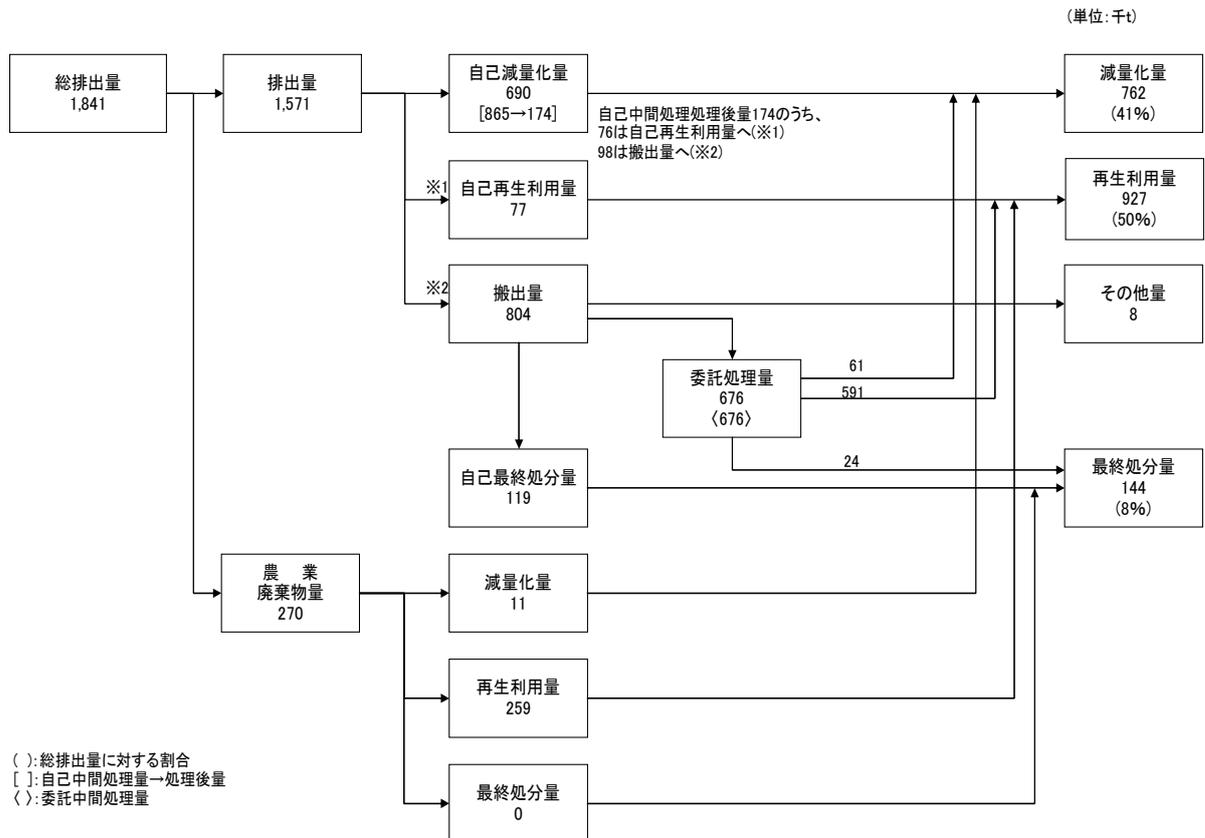
この搬出量804千トンは、自己最終処分量119千トン、委託処理量676千トン、保管等のその他量8千トンに区分されます。

委託処理量676千トンのうち、業者中間処理による減量化量が61千トン、再生利用量が591千トン、最終処分量が24千トンとなっています。

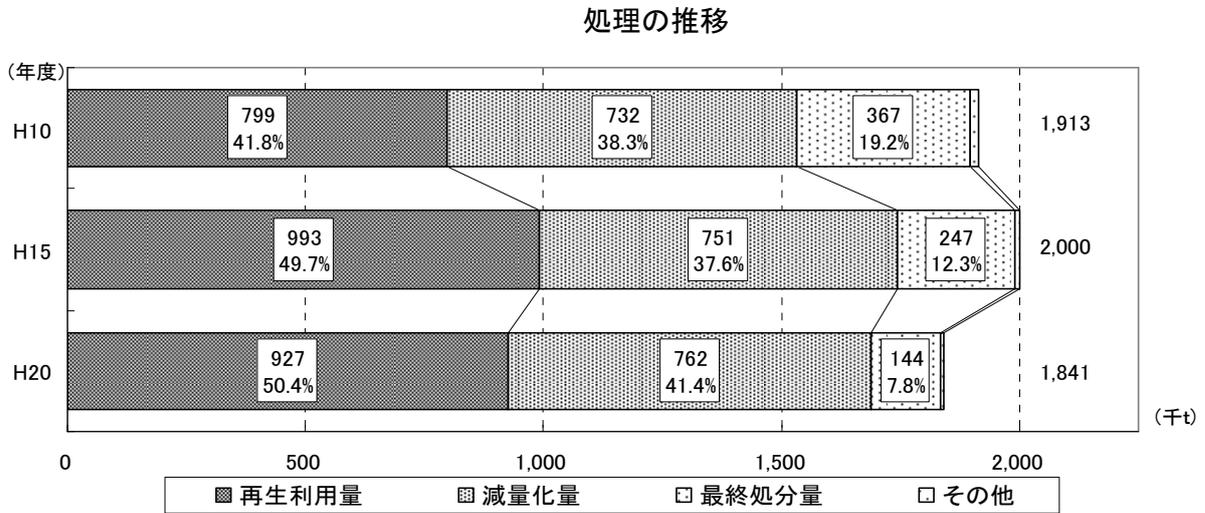
一方、農業からは動物のふん尿269千トンと廃プラスチック類1千トンが排出されますが、動物のふん尿は農業者によるたい肥利用や汚水施設等による浄化処理、焼却など農業分野で処理が完結しています。また、廃プラスチック類はハウスなどで使用したポリ塩化ビニル等であり、(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターで再生処理されています。

県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が927千トン(50%)、減量化量が762千トン(41%)、最終処分量が144千トン(8%)、その他量が8千トンとなっています。

処理のフロー（平成20年度実績）



平成15年度と比較すると、排出量に占める割合は、再生利用量が0.7ポイント増加し、最終処分量が4.5ポイント減少しています。



- ※ 1 排出量＝再生利用量＋減量化量＋最終処分量＋その他量
- 2 再生利用量：排出事業者、処理業者等で再生利用された量
- 3 減量化量：中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量
- 4 最終処分量：排出事業者、処理業者等で埋立処分された量
- 5 その他量：一時保管されている量など
- 6 循環型社会形成推進基本法で規定する「再使用、再生利用」は再生利用量に、「熱回収」は減量化量に含まれます。

### (3) 再生利用

#### ア 種類別再生利用

平成20年度の再生利用量は927千トンとなっており、平成15年度の993千トンから6.6%減少しました。

一方、平成20年度の再生利用率は50.4%となっており、平成15年度の49.7%から0.7ポイント増加しました。

再生利用量については、がれき類が407千トンと最も多くなっており、平成15年度と比較すると、がれき類、汚泥、金属くずが減少しています。

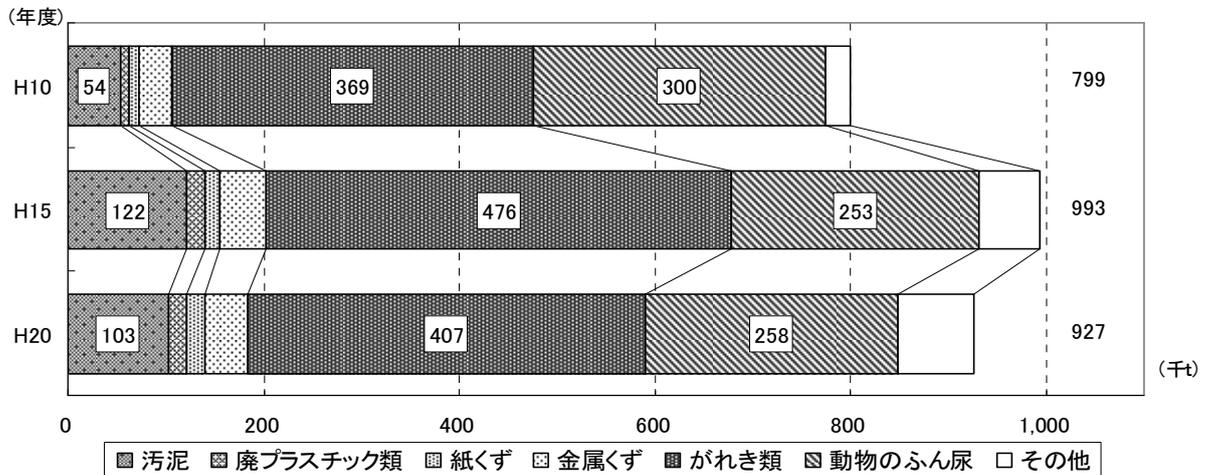
再生利用率については、紙くずが100%となっており、平成15年度と比較すると、汚泥以外は率が上昇しています。

これは、各種リサイクル法が整備されたこと等により、事業者における再生利用への取組が進んだことによるものと考えられます。

種類別再生利用量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	924	31	18	45	415	269	139	1,841
再生利用量 (再生利用率)	103 (11.1%)	19 (61.3%)	18 (100.0%)	44 (97.8%)	407 (98.1%)	258 (95.9%)	78 (56.1%)	927 (50.4%)

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

	H15		H20	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
汚泥	122	12.2	103	11.1
廃プラスチック類	18	50.0	19	61.3
紙くず	15	88.2	18	100.0
金属くず	48	88.9	44	97.8
がれき類	476	94.6	407	98.1
動物のふん尿	253	88.5	258	95.9
その他	61	57.0	78	56.1
合計	993	49.7	927	50.4

## イ 業種別再生利用量

業種別の再生利用量については、建設業が433千トンと最も多く、以下、農業、製造業となっています。

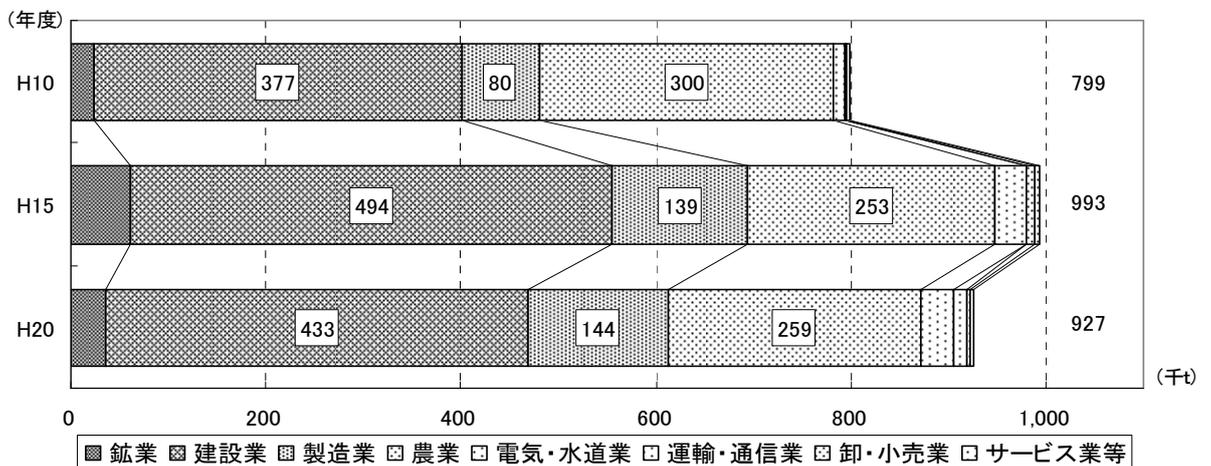
平成15年度と比較すると、鉱業、建設業は減少し、農業、製造業は若干増加しました。

業種別再生利用量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	311	458	318	270	456	15	7	6	1,841
再生利用量	36	433	144	259	33	14	4	2	927
(再生利用率)	(11.6%)	(94.5%)	(45.3%)	(95.9%)	(7.2%)	(93.3%)	(57.1%)	(33.3%)	(50.4%)

※端数を四捨五入しているため、業種別と計が一致しません。

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

	H15		H20	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
鉱業	61	13.6	36	11.6
建設業	494	91.3	433	94.5
製造業	139	46.0	144	45.3
農業	253	88.2	259	95.9
電気・水道業	32	8.0	33	7.2
運輸・通信業	1	100.0	14	93.3
卸・小売業	8	72.7	4	57.1
サービス業等	5	62.5	2	33.3
合計	993	49.7	927	50.4

※端数を四捨五入しているため、業種別と合計が一致しません。

(4) 減量化量

ア 種類別減量化量

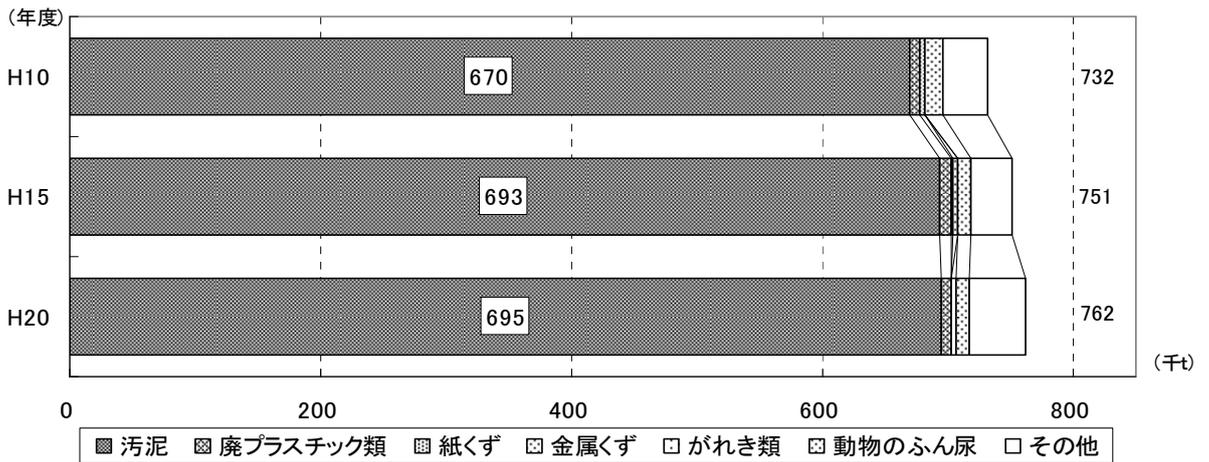
減量化量を種類別に見ると、汚泥が695千トンで最も多く、減量化量の91.2%を占めており、以下、動物のふん尿11千トン、廃プラスチック類8千トンとなっています。

平成15年度と比較すると、減量化量全体で11千トン増加しています。

種類別減量化量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	924	31	18	45	415	269	139	1,841
減量化量	695	8	0	0	3	11	45	762
(減量化率)	(75.2%)	(25.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(4.1%)	(32.4%)	(41.4%)

種類別減量化量の推移



種類別減量化量の状況

	H15	H20
汚泥	693	695
廃プラスチック類	9	8
紙くず	2	0
金属くず	4	0
がれき類	0	3
動物のふん尿	11	11
その他	32	45
合計	751	762

## イ 業種別減量化量

業種別の減量化量は、電気・水道業が422千トンで最も多く、以下、製造業157千トン、鉱業152千トンとなっています。

平成15年度と比較すると、電気・水道業では369千トンから422千トンへ、製造業では148千トンから157千トンへ増加しており、鉱業では208千トンから152千トンへ減少しています。

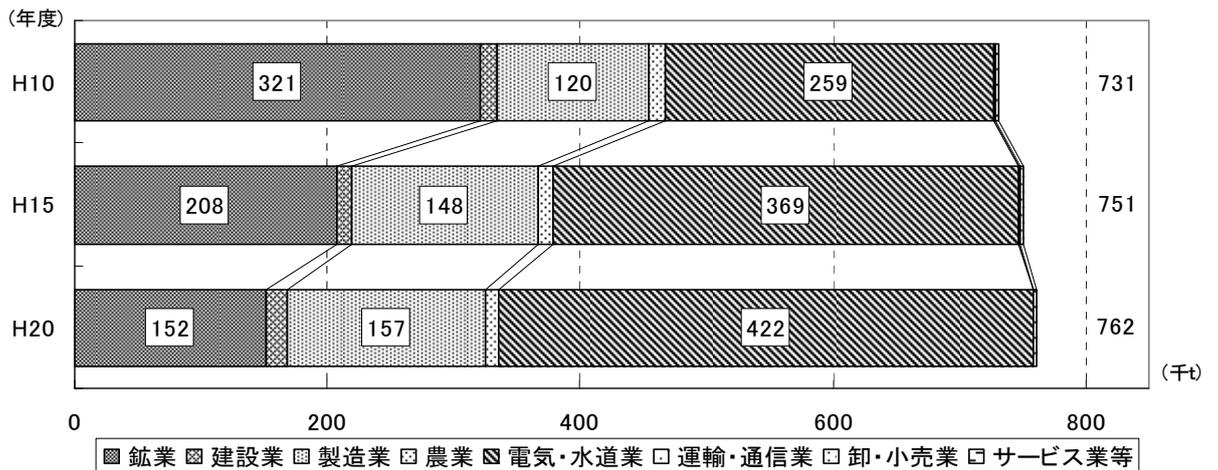
業種別減量化量(率)の内訳

(千t)

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	311	458	318	270	456	15	7	6	1,841
減量化量	152	16	157	11	422	0	1	2	762
(減量化率)	(48.9%)	(3.5%)	(49.4%)	(4.1%)	(92.5%)	(0.0%)	(14.3%)	(33.3%)	(41.4%)

※端数を四捨五入しているため、業種別と計が一致しません。

業種別減量化量の推移



業種別減量化量の状況

(千t)

	H15	H20
鉱業	208	152
建設業	11	16
製造業	148	157
農業	11	11
電気・水道業	369	422
運輸・通信業	0	0
卸・小売業	1	1
サービス業等	3	2
合計	751	762

※端数を四捨五入しているため、業種別と合計が一致しません。

(5) 最終処分量

ア 種類別最終処分量

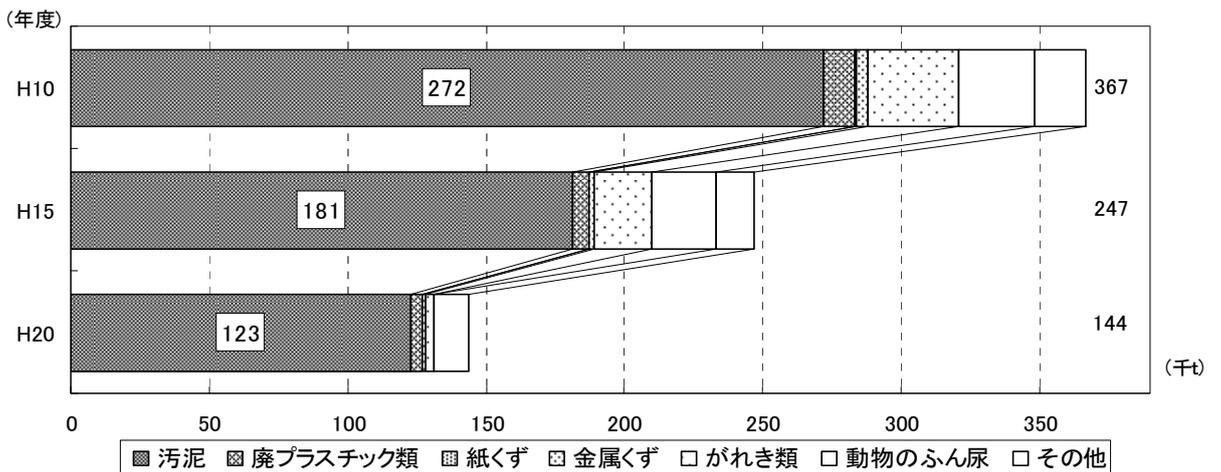
最終処分量を種類別に見ると、汚泥が123千トンで最も多く、最終処分量の85.4%を占めています。

平成15年度と比較すると、全ての種類で減少しています。汚泥、がれき類、動物のふん尿の減少が顕著であり、リサイクルの推進による有効利用が一層進んだと考えられます。

種類別最終処分量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	924	31	18	45	415	269	139	1,841
最終処分量	123	4	0	1	3	0	13	144
(最終処分率)	(13.3%)	(12.9%)	(0.0%)	(2.2%)	(0.7%)	(0.0%)	(9.4%)	(7.8%)

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

	H15	H20
汚泥	181	123
廃プラスチック類	6	4
紙くず	0	0
金属くず	2	1
がれき類	21	3
動物のふん尿	23	0
その他	14	13
合計	247	144

## イ 業種別最終処分量

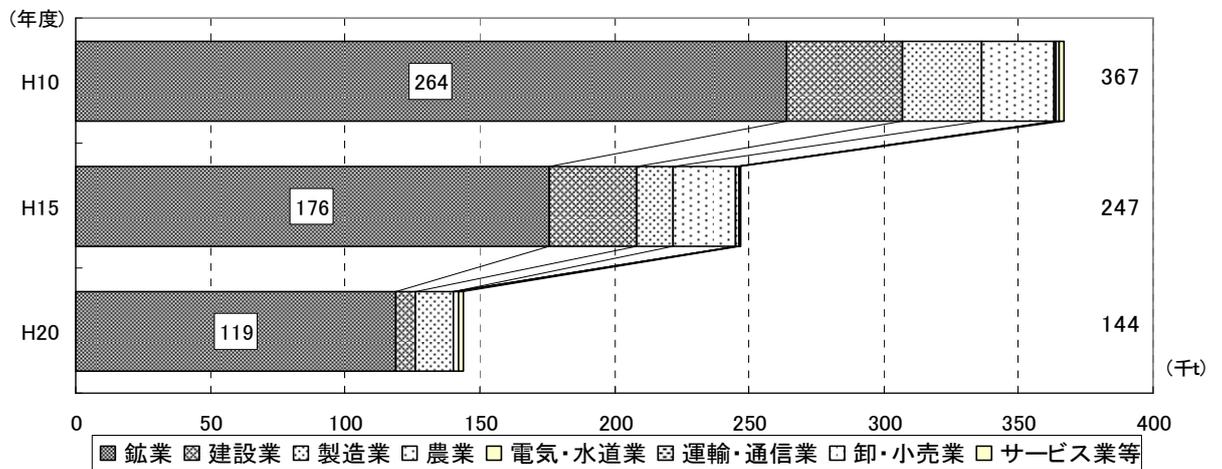
最終処分量を業種別に見ると、鉱業が119千トンで最も多く、以下、製造業14千トン、建設業7千トンとなっています。

平成15年度と比較すると、鉱業、建設業、農業で大きく減少しています。

業種別最終処分量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	311	458	318	270	456	15	7	6	1,841
最終処分量	119	7	14	0	0	0	2	2	144
(最終処分率)	(38.3%)	(1.5%)	(4.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(28.6%)	(33.3%)	(7.8%)

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

	H15	H20
鉱業	176	119
建設業	32	7
製造業	14	14
農業	23	0
電気・水道業	0	0
運輸・通信業	0	0
卸・小売業	1	2
サービス業等	1	2
合計	247	144

## 2 処理施設及び処理業者の状況

### (1) 処理施設の状況

#### ア 中間処理施設

##### (7) 中間処理施設の設置状況

中間処理施設は137施設が設置されており、このうち、木くず・がれき類の破砕施設が90施設で最も多く、次いで汚泥の脱水施設が16施設と続いています。

これを設置者別に見ると、汚泥の脱水施設は事業者が自ら設置したものが大半であり、汚泥の焼却、廃油の焼却、廃酸・廃アルカリの中和、廃プラスチックの破砕、シアンの分解については全て処理業者が設置しています。

##### (4) 焼却施設におけるダイオキシン類削減対策

廃棄物の焼却などにより発生するダイオキシン類については、健康に対する影響が社会問題となったことから、廃棄物処理法施行令等により排ガス中のダイオキシン類濃度などについての基準が強化されました。

平成21年度における排ガス中のダイオキシン類の自主測定結果では、稼働中の焼却施設80施設のうち、1施設については、排出ガスの排出基準を超過（修繕後の測定値で適合）しましたが、他は適合していました。

県においては、この基準に適合できるよう、事業者に対して立入検査や改善指導を行っています。

#### イ 最終処分場

最終処分場については、事業者及び処理業者が設置した安定型最終処分場が各1施設、処理業者が設置した管理型最終処分場が1施設、合計3施設が設置されています。

平成22年3月末現在の残余容量は、安定型最終処分場では約4万7千 $\text{m}^3$ 、管理型最終処分場では約26万4千 $\text{m}^3$ となっています。

廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設

平成21年度末現在

産業廃棄物処理施設	処理能力	事業者 設置施設数	処理業者 設置施設数	計
中間処理施設		32	105	137
汚泥の脱水	10m <sup>3</sup> /日超	15	1	16
汚泥の乾燥(機械)	10m <sup>3</sup> /日超	1	2	3
汚泥の乾燥(天日)	100m <sup>3</sup> /日超			
汚泥の焼却	5m <sup>3</sup> /日超		3	3
廃油の油水分離	10m <sup>3</sup> /日超			
廃油の焼却	1m <sup>3</sup> /日超		3	3
廃酸・廃アルカリの中和	50m <sup>3</sup> /日超		1	1
廃プラスチック類の破碎	5t/日超		6	6
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		3	3
木くず・がれき類の破碎	5t/日超	12	78	90
コンクリート固型化				
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアン分解			2	2
廃PCB等の焼却				
PCB汚染物の洗浄				
その他の焼却	200kg/h以上	4	6	10
最終処分場		1	2	3
安定型		1	1	2
管理型			1	1
遮断型				
合 計		33	107	140

※ 同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設を1とします。

## (2) 処理業者の状況

### ア 許可状況

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が1,609件、処分業が98件となっています。

特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が215件、処分業が6件となっています。

#### 産業廃棄物処理業許可状況

平成21年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		1,609	631	978
処分業	中間処理	98	97	1
	最終処分	2	2	0

#### 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

平成21年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		215	37	178
処分業	中間処理	5	5	0
	最終処分	1	1	0

## イ 中間処理施設の整備状況

産業廃棄物処分業の許可を取得している業者が設置している処理施設の整備状況、処理能力は、次のとおりです。

平成21年度末現在

施設等の内容	施設数	処理能力	施設等の内容	施設数	処理能力
<b>燃え殻</b>			<b>繊維くず</b>		
焼却	2 (2)	108.2 t/日	焼却	7 (6)	166.7 t/日
混練固化	1	56.0 t/日	破砕	15 (2)	193.9 t/日
<b>汚泥</b>			圧縮	11	1409.4 t/日
焼却	3 (3)	165.5 t/日	減容固化	3	24.9 t/日
堆肥化	3	223.8 t/日	切断	2	13.8 t/日
生物処理	1	100.0 m <sup>3</sup> /日	<b>動植物性残さ</b>		
分級混練	1	480.0 t/日	焼却	3 (3)	129.9 t/日
酸化・還元	1	8.0 m <sup>3</sup> /日	堆肥化	4	149.1 t/日
脱水	3	14.4 m <sup>3</sup> /日	生物処理	1	100.0 m <sup>3</sup> /日
乾燥	3 (1)	137.3 t/日	油水分離	1	8.4 m <sup>3</sup> /日
調湿混練	1	0.0 m <sup>3</sup> /日	破砕	1 (1)	28.8 t/日
混練固化	1	1.0 t/日	乾燥	4	122.3 t/日
造粒固化	1 (1)	120.0 m <sup>3</sup> /日	<b>ゴムくず</b>		
<b>廃油</b>			焼却	3 (3)	129.9 t/日
焼却	3 (3)	82.0 t/日	破砕	8 (4)	175.2 t/日
堆肥化	1	90.0 m <sup>3</sup> /日	圧縮・切断等	10	466.2 t/日
油水分離	1	8.4 m <sup>3</sup> /日	減容固化	1	16.0 t/日
<b>廃酸</b>			<b>金属くず</b>		
中和等	3 (1)	1135.0 m <sup>3</sup> /日	破砕	16 (8)	854.5 t/日
乾燥	1	12.0 t/日	圧縮・切断等	30	2463.8 t/日
<b>廃アルカリ</b>			<b>ガラス・陶磁器くず</b>		
中和等	6 (1)	1149.4 m <sup>3</sup> /日	破砕	42 (27)	17517.7 t/日
乾燥	1	12.0 t/日	圧縮・切断等	19	1592.1 t/日
<b>廃プラスチック類</b>			混練固化	1	48.8 t/日
焼却	3 (3)	60.0 t/日	<b>がれき類</b>		
破砕	24 (9)	790.3 t/日	破砕	48 (43)	31180.1 t/日
圧縮・切断等	37	2630.8 t/日	圧縮・切断	3	157.2 t/日
減容固化等	11	35.1 t/日	<b>動物のふん尿</b>		
<b>紙くず</b>			堆肥化	1	4.0 t/日
焼却	6 (6)	163.8 t/日	<b>動物系固形不要物</b>		
破砕	15 (6)	192.4 t/日	焼却	2 (2)	108.2 t/日
圧縮・切断等	13	2025.2 t/日	<b>ばいじん</b>		
減容固化等	4	32.9 t/日	混練固化	1	61.6 t/日
<b>木くず</b>			<b>特別管理</b>		
焼却	6 (6)	163.8 t/日	廃油	2 (2)	76.1 t/日
破砕	38 (26)	3746.2 t/日	廃酸	3 (1)	1135.0 m <sup>3</sup> /日
圧縮・切断	4	245.9 t/日	廃アルカリ	6 (1)	1149.4 m <sup>3</sup> /日
堆肥化等	2	15.7 m <sup>3</sup> /日	感染性	2 (2)	108.2 t/日
減容固化	3	24.9 t/日	特定有害汚泥	2 (1)	1105.0 m <sup>3</sup> /日
圧縮	4	227.6 t/日	特定有害廃酸	2 (1)	1105.0 m <sup>3</sup> /日
			特定有害廃アルカリ	2 (1)	1105.0 m <sup>3</sup> /日

※ 同一の処理施設で、複数の種類を処理できるため、実際の施設数とは違いがあります。  
実施施設数 183 (処分業者数 98)

※ ( ) は、法第15条第1項の規定に基づき施設設置許可を受けた施設数

### 3 課題

#### (1) 発生抑制

総排出量については、平成20年度は1,841千トンであり、平成15年度の2,000千トンと比較して8%減少しています。

また、前計画では、平成22年度の総排出量を2,302千トンとしているが、目標を461千トン下回っており、排出抑制が進んでいます。

このような状況を更に推進していくために、引き続き発生抑制に向けて取り組むことが必要です。

- ア 多量排出事業者等の排出抑制に向けた取組
- イ IS014001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入への取組
- ウ 排出事業者に対する意識啓発活動等の取組
- エ 中小企業等排出者の環境対策技術開発の取組支援

#### (2) 再生利用

再生利用量については、平成20年度には927千トンであり、平成22年度の目標値921千トンを6千トン上回っています。

また、再生利用率についても、平成20年度は50%であり、平成22年度の目標値40%を上回っています。

総排出量の減少により再生利用量は減少傾向にあるが、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取組意識の向上により、再生利用率は増加しています。

このような状況を更に推進するためには、次のような取組を進めていく必要があります。

- ア 排出時に再生利用が容易な製品の製造段階からの取組
- イ 再生利用を前提とした事業場内の廃棄物排出形態の見直し
- ウ 再生処理物の利用拡大の取組
- エ 新たな再生利用のための施設整備

#### (3) 減量化

減量化量については、平成20年度には762千トンであり、平成22年度の目標値1,213千トンを451トン下回っています。

再生利用が目標以上に進んでいることから、全体では中間処理による減量化は目標を下回っていますが、下水道汚泥を除いた数値では、施設の機械設備の性能向上等により減量化が進み、平成22年度の目標値を上回っています。

このような状況の中、更なる中間処理による減量化を推進するためには、次のような取組を進めていくことが必要となります。

- ア 焼却対象物の再生利用への一層の転換の推進
- イ サーマルリサイクルの推進

#### (4) 最終処分

最終処分量については、平成20年度には144千トンであり、平成22年度の目標値161千トンを17千トン下回っています。

最終処分については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取組により削減が進んでいますが、今後、更なる削減と自県内処理の推進のため、次の事項について検討し、推進していく必要があります。

- ア 最終処分量の更なる削減への取組
- イ 焼却灰等を含めた廃棄物を将来にわたって適正に自県内で処理できるよう公共関与による次期最終処分場の整備
- ウ 山梨県環境整備センターの活用

#### (5) 有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、高度成長期に建設された建物の建て替え時期を迎え、今後増加することが予想されます。また、PCB廃棄物については処理期限が設定されていることから、適正な処理体制の確保が必要となります。

- ア アスベスト廃棄物等の適正処理への取組
- イ 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物の確実かつ適正な処理への取組

#### 〈参考〉

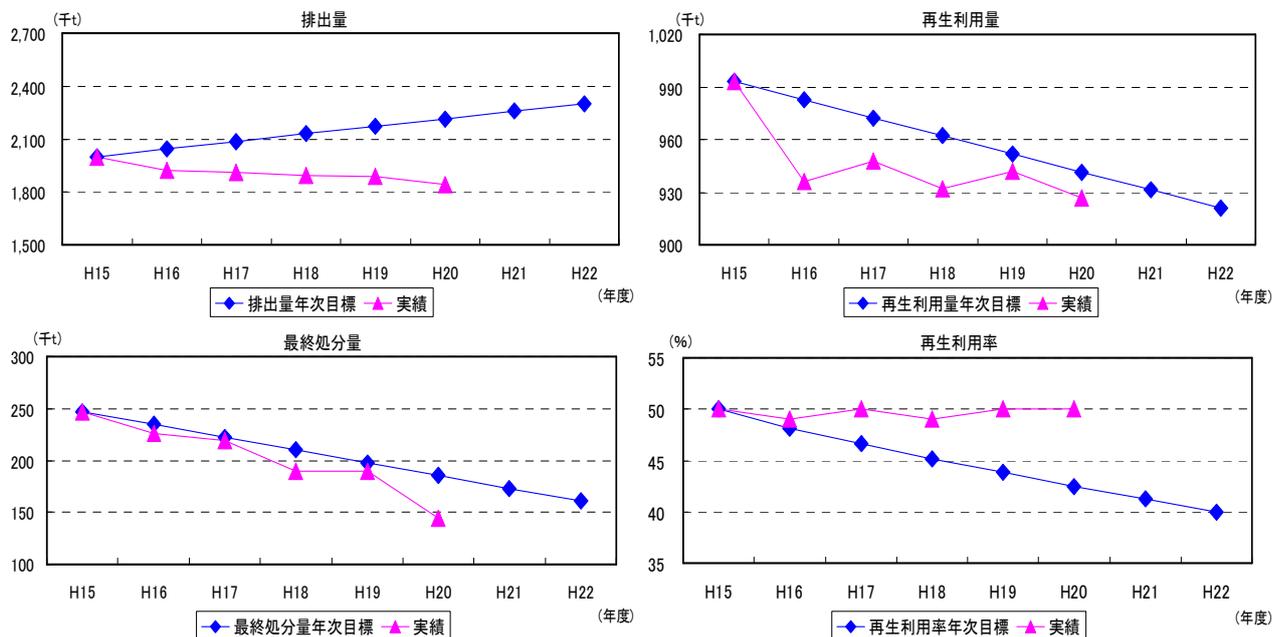
山梨県廃棄物総合計画に定める目標と実績

(千t)

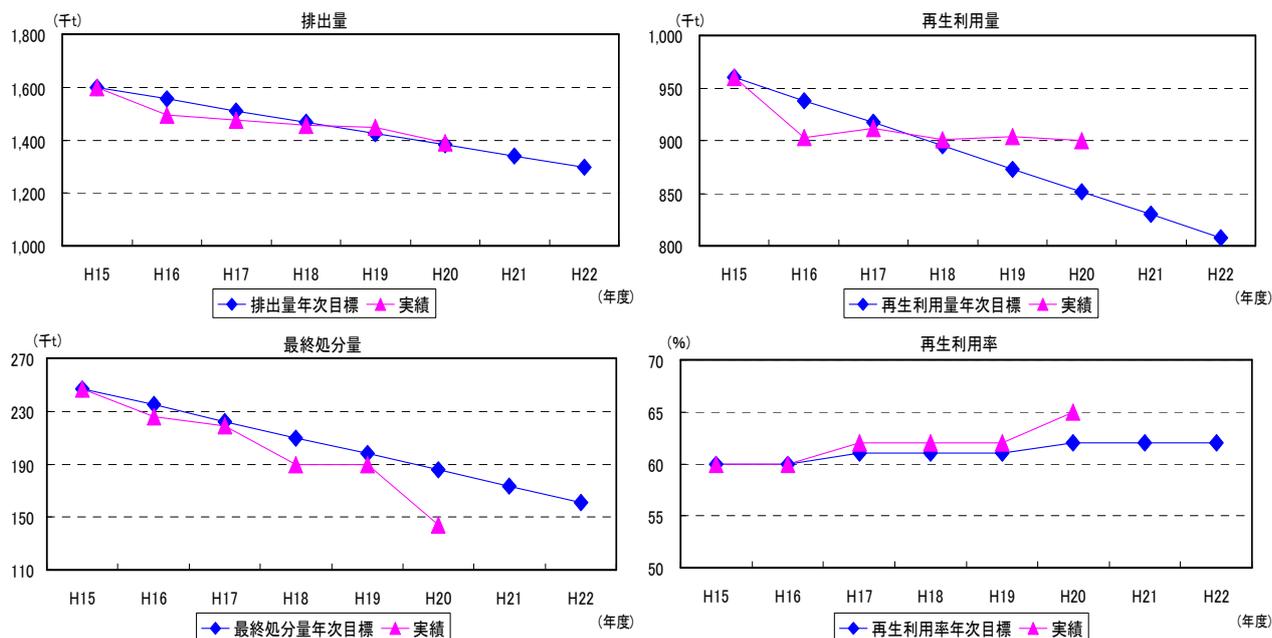
項 目	基 準 年		実 績										年次目標		目 標 年	
	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成20年度		平成22年度	
	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)	数 値	構 成 (%)
排 出 量	1,598 (2,000)	100	1495 (1,921)	100	1,476 (1,913)	100	1,455 (1,895)	100	1,450 (1,891)	100	1,391 (1,841)	100	1,383 (2,215)	100	1,297 (2,302)	100
再生利用量	960 (993)	60 (50)	903 (936)	60 (49)	912 (948)	62 (50)	901 (932)	62 (49)	904 (942)	62 (50)	900 (927)	65 (50)	851 (941)	62 (43)	808 (921)	62 (40)
減 量 化 量	382 (751)	24 (38)	358 (750)	24 (39)	336 (738)	23 (39)	358 (767)	25 (40)	347 (750)	24 (40)	339 (762)	24 (41)	338 (1,080)	24 (49)	321 (1,213)	26 (53)
最 終 処 分 量	247 (247)	15 (12)	226 (226)	15 (12)	219 (219)	15 (11)	190 (190)	13 (10)	190 (190)	13 (10)	144 (144)	10 (8)	186 (186)	13 (8)	161 (161)	12 (7)
そ の 他	8	1	8	1	9	1	6	0	9	1	8	1	8	1	7	0

※ ( )内は、下水道汚泥を含む値

○ 下水道汚泥を含む数値（前ページ表の( )内の数値)



○ 下水道汚泥を除く数値



※ 年次目標は、前計画(目標年：平成22年度)における目標値を基に年度ごとの値を推計

## 第4章 廃棄物不法投棄の現状と課題

### 1 現状

不法投棄の新規確認量については、各年度でばらつきがあり、平成20年度の新規確認量が突出しているのは、2件の大規模案件で約700トンを占めているためです。

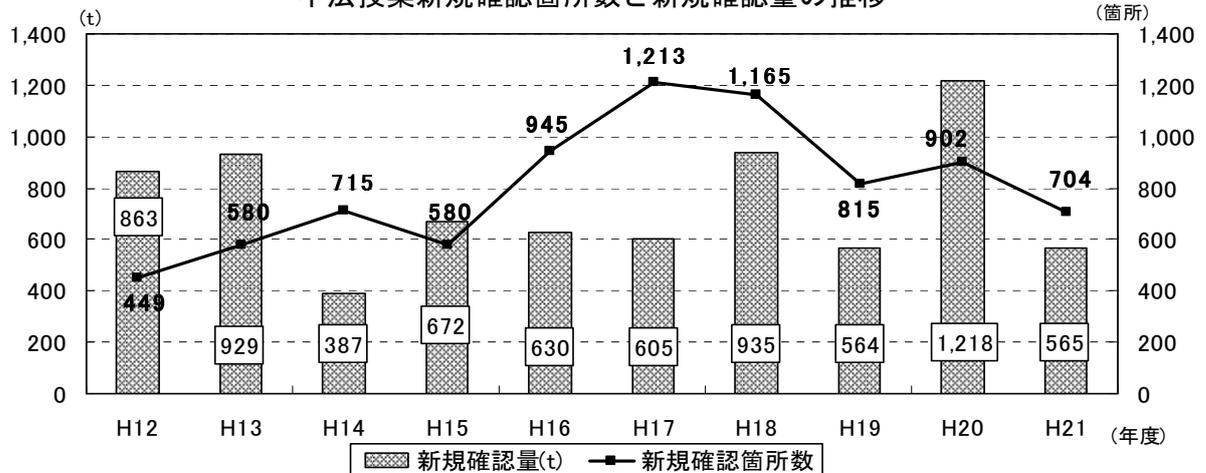
一方、不法投棄の新規確認箇所数は、平成17年度に大幅に増加して以降、減少傾向でありましたが、平成20年度に増加に転じています。

平成21年度の不法投棄された廃棄物を種類別に見ると、新規確認量の約6割が産業廃棄物であるが、新規確認箇所数では、全体の1割にもならず、産業廃棄物では大規模な不法投棄が多い状況です。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

	新規確認箇所数		新規確認量(t)	
	一般 廃棄物	産業 廃棄物	一般 廃棄物	産業 廃棄物
平成12年度	449		863	
平成13年度	580		929	
平成14年度	715		387	
平成15年度	580		672	
平成16年度	945		630	
平成17年度	1,213		605	
平成18年度	1,165	35	935	302
平成19年度	815	78	564	383
平成20年度	902	85	1,218	602
平成21年度	704	52	565	344

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



※ 新規確認量：年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量

以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

※ 廃棄物の種類別の集計は平成18年度から実施

## 2 課題

不法投棄については、県、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどに積極的に取り組むとともに、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等に対して支援を行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

今後も、地上デジタルテレビや省エネ家電製品等への買替えに伴い、家電等の不法投棄の増加が懸念されることから、県民も含めた不法投棄等に対する監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

ア マニフェスト制度や廃棄物運搬車両表示の徹底など、産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策の推進が必要です。

イ 県境を越えた不適正処理の監視、未然防止対策や早期発見、現場での即応体制の強化など、近県や市町村、県民も含めた体制整備の強化が必要です。

不法投棄の推移（県計）

	H18	H19		H20		H21	
	(t)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)
投棄量(年度末残量)	1,106	1,151	104.1	1,150	99.9	1,058	92.0
中北	468	520	45.2	568	49.4	527	49.8
峡東	84	56	4.9	88	7.7	81	7.7
峡南	207	267	23.2	200	17.4	189	17.9
富士・東部	347	308	26.8	294	25.6	261	24.6
投棄箇所(年度末)	826	781	94.5	816	104.5	868	106.4
中北	84	148	19.0	206	25.3	242	27.9
峡東	152	84	10.8	71	8.7	101	11.6
峡南	248	245	31.4	275	33.7	301	34.7
富士・東部	342	304	38.9	264	32.3	224	25.8
新規確認量	935	564	60.3	1,218	216.0	565	46.4
中北	698	311	55.1	508	41.7	167	29.5
峡東	45	86	15.2	210	17.2	366	64.8
峡南	53	138	24.5	410	33.7	14	2.5
富士・東部	139	29	5.1	90	7.4	18	3.2
新規確認箇所数	1,165	815	70.0	902	110.7	704	78.0
中北	472	344	42.2	410	45.5	218	31.0
峡東	276	249	30.6	229	25.4	284	40.3
峡南	165	42	5.2	119	13.2	94	13.4
富士・東部	252	180	22.1	144	16.0	108	15.3
撤去量	530	519	104.1	1,219	235.0	657	53.9
中北	265	259	49.9	460	37.7	207	31.5
峡東	49	114	21.9	178	14.6	373	56.8
峡南	64	78	15.0	477	39.1	25	3.8
富士・東部	152	68	13.1	104	8.5	52	7.9
撤去箇所数	1,110	860	104.1	867	100.8	652	75.2
中北	451	280	32.5	352	40.6	182	27.9
峡東	302	317	36.8	242	27.9	254	39.0
峡南	93	45	5.2	89	10.3	68	10.4
富士・東部	264	218	25.4	184	21.2	148	22.7

※ 「前年比/構成比」欄は、事務所合計の行が前年比、事務所の行は構成比

## 第5章 計画の基本方針と目標

### 第1 計画の基本方針

本県の廃棄物に関する課題に対応するため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取組を一層強化し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

そのための基本方針を次のとおりとし、廃棄物の発生抑制等の数値目標を設定するとともに、次章以降で、県民、事業者、行政の役割と主な取組事項を示し、県が計画期間中に実施する施策について記載します。

#### 《基本方針》

- 廃棄物を巡る諸課題の解決に向け、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目指します。
- 循環型社会の形成に向けた生活スタイルや事業スタイルへの転換により、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をより一層推進します。
- 循環型社会と低炭素社会との統合に向け、廃棄物の循環的利用や適正処理とともに、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組を推進します。

## 第2 廃棄物の発生抑制等の数値目標

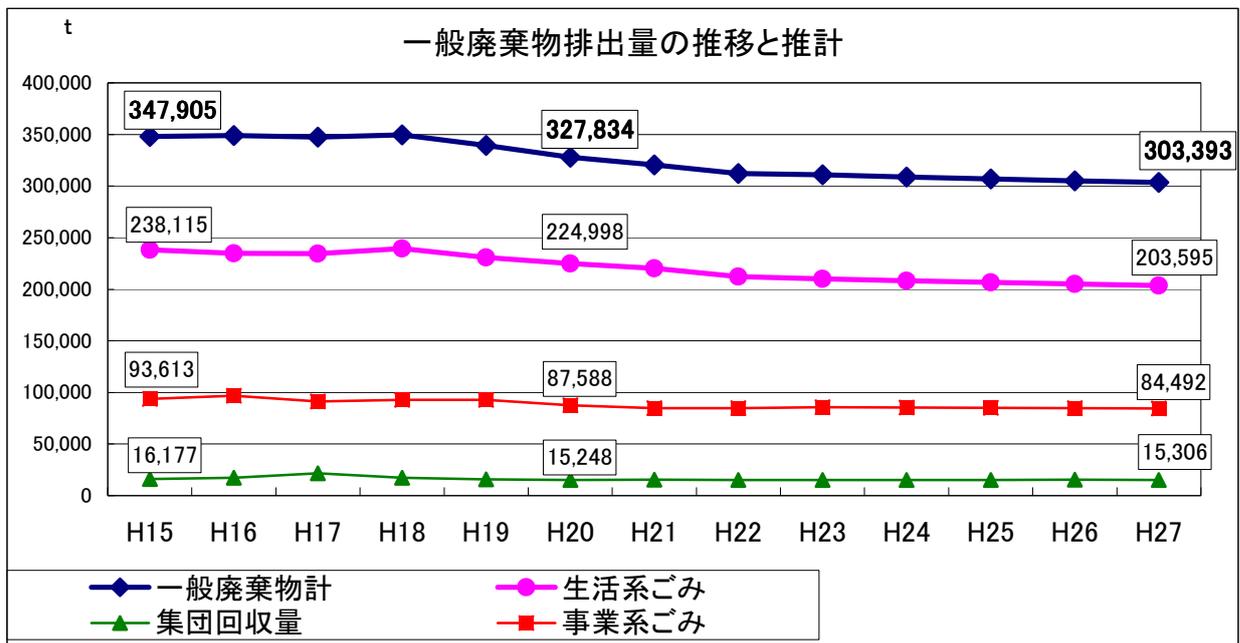
本県の廃棄物をめぐる現状と課題や、目標に対する平成20年度の達成状況を踏まえ、県や市町村が今後実施する施策を推進し、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取組が行われることを前提に、計画期間の平成27年度における望ましい水準としての目標値を設定します。

### 1 一般廃棄物

#### 排出量と処理状況の将来予測

##### (1) 排出量の将来推計

過去の排出量を基に、市町村の現状での取組が継続されることを前提に、平成27年度までの排出量を推計しました。一般廃棄物全体の排出量は平成20年度の328千トンから、平成27年度には303千トンとなり、そのうち生活系ごみは平成20年度の225千トンから、平成27年度には205千トンに、集団回収量は排出量全体が減少する中で平成20年度から微増し15千トンに、事業系ごみは88千トンから84千トンに減少すると見込まれます。



H22 以降は推計

## (2) 処理状況の将来推計

過去の処理実績を基に市町村の現状での取組が継続されることを前提に、平成27年度の処理状況を推計すると、平成27年度の排出量の推計303千トンに対し、再生利用率は平成20年度の18.5%から平成27年度には21%に、最終処分量は平成20年度の29千トンから平成27年度には26千トンに推移すると見込まれます。

### ○処理状況将来推計

(単位千トン)

#### 推計値

項目	平成20年度	平成27年度	H27-H20 増減
排出量	328	303	△7.6%
生活系ごみ	225	204	△9.3%
事業系ごみ	88	84	△4.5%
集団回収量	15	15	+0.0%
再生利用量	60	64	+6.1%
再生利用率	18.5%	21%	+3ポイント
最終処分量	29	26	△10.3%
最終処分率	8.8%	8.6%	△9ポイント

## 一般廃棄物に係る数値目標

### (1) 目標値

#### ○計画の目標値

	基準年度	目標年度	増減
	平成20年度	平成27年度	
排出量	328 千トン	293 千トン	△10.7%
生活系ごみ	225 千トン	197 千トン	△12.4%
事業系ごみ	88 千トン	80 千トン	△9.1%
集団回収量	15 千トン	16 千トン	+6.7%
再生利用率	18.5 %	25 %	+6.5ポイント
最終処分量	29 千トン	26 千トン	△10%
(最終処分率)	9 %	9 %	—

- ◆ 平成 27 年度の一般廃棄物の排出量を、平成 20 年度の 3 2 8 千トンから約 2 9 3 千トンに削減することを目標にします。
- ◆ 平成 27 年度の再生利用率を、平成 20 年度の 1 8 . 5 %から 6.5 ポイント増加し、約 2 5 %にすることを目指します。
- ◆ 平成 27 年度の最終処分量を、平成 20 年度の約 2 9 千トンから約 2 6 千トンに削減することを目標にします。

## (2) 目標設定の考え方

### ア 排出量

将来推計では、平成 22 年度の排出量は前計画の目標をほぼ達成できることが見込まれます。

このため、本計画では、引き続き発生抑制等の施策により市町村等の取組を支援していくことにより、一般廃棄物全体では、平成 22 年度の 3 2 8 千トンから平成 27 年度に約 2 9 3 千トンとすることを目標とします。

これにより、国の基本方針で定める目標値以上の削減を図ることとします。

〈参考〉県：平成 1 9 年度 3 3 9 千トンに対し、約 1 4 %削減

国：平成 1 9 年度に対し、約 5 %削減

### イ 再生利用率

平成 20 年度の再生利用率は 1 8. 5 %であり、前計画の平成 22 年度の目標値 2 8 %を大きく下回る状況であることから、引き続き前計画の目標水準の達成に向け取り組んでいく必要があります。

このため、本計画では、市町村による広域的なごみ処理施設の整備予定等を勘案し、市町村等の資源化の取組を促進することにより、平成 27 年度においては、再生利用率を約 2 5 %とすることを目標とします。

これにより、国の基本方針で定める目標値と同等の再生利用を図ることとします。

〈参考〉県：平成 27 年度に約 2 5 %に増加（平成 19 年度 1 8. 4 %）

国：平成 27 年度に約 2 5 %に増加（平成 19 年度約 2 0 %）

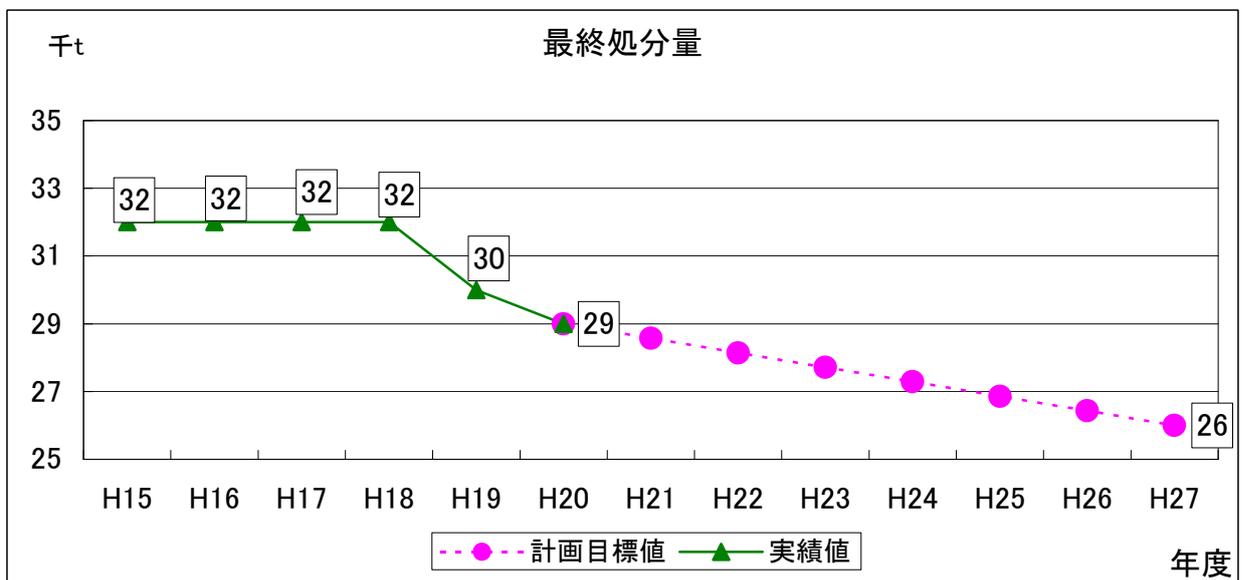
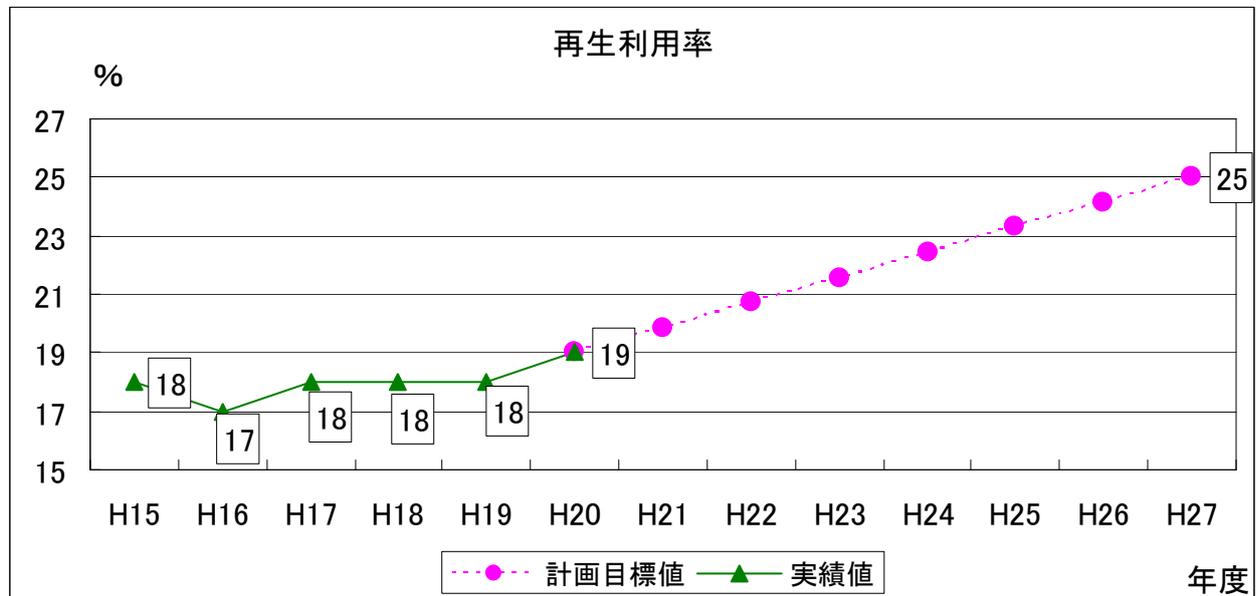
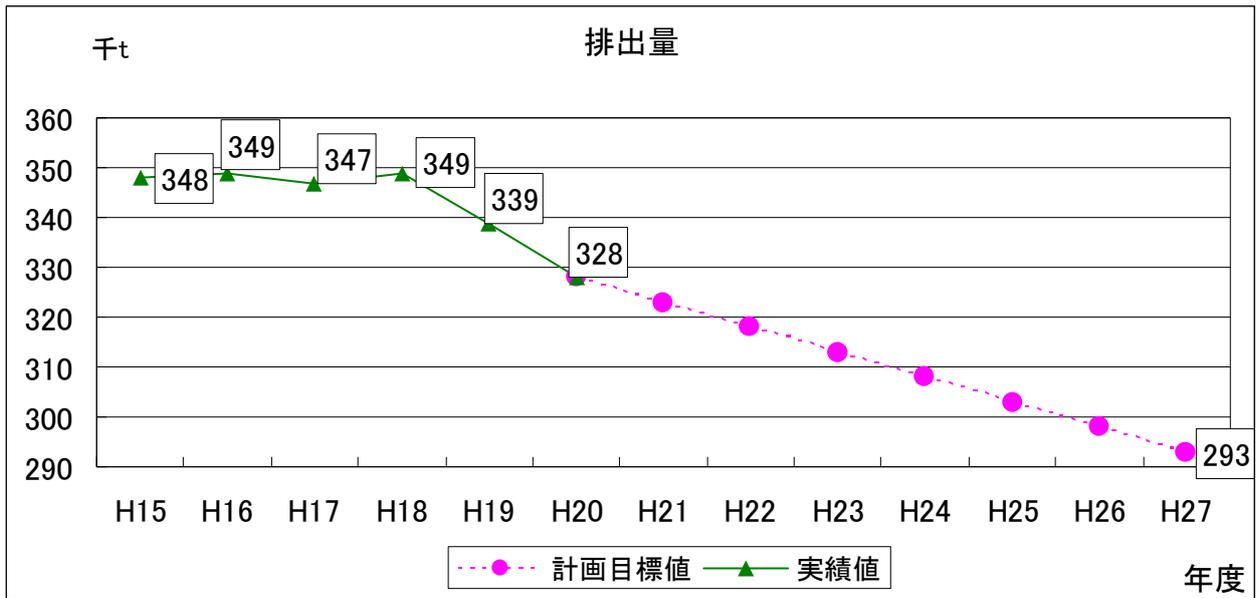
### ウ 最終処分量（率）

平成 20 年度の最終処分量は 2 9 千トンであり、前計画の平成 22 年度の目標を上回っており、引き続き前計画の目標水準の達成に向け取り組んでいく必要があります。

本計画では、平成 20 年度までの過去 5 年間の最終処分量の削減実績や、目標年度までの市町村による広域的なごみ処理施設の整備予定等を勘案し、ごみの発生抑制や再生利用等の取組を推進することにより、最終処分量を平成 20 年度の約 2 9 千トンから約 2 6 千トンに約 1 0 %削減することを目標とします。

〈参考〉県：平成 19 年度 3 0 千トンに対し、約 1 3 %削減

国：平成 19 年度に対し、約 2 2 %削減



## ○参考

	基準年度		目標年度		増減
	平成20年度		平成27年度		
	(千トン)	(%)	(千トン)	(%)	
排出量	328		293		△10.7%
再生利用量(率)	60	18.5	73	25	+6.5ポイント
中間処理による減量化量(率)	239	73	194	66	△7ポイント
最終処分量(率)	29	9	26	9	—

### ※ 中間処理による減量化量

主に焼却施設で焼却処理されることにより減少する廃棄物量を示し、発生抑制や分別をはじめとする再生利用を推進することにより、こうした焼却処理を抑制し、最終処分される焼却灰等の発生を抑えるとともに温暖化防止対策にも有効であることから、可能な限り削減に努めるものとします。

### (3) 国の基本方針について<参考>

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき、基本方針を改定し、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われました。

- ・排出量：平成19年度に対し、約5%削減
- ・再生利用率：約25%に増加
- ・最終処分量：平成19年度に対し、約22%削減

### ○一般廃棄物の減量化の目標量 (単位万トン/年)

項目	平成19年度		平成27年度		H19比
排出量	5,082	構成(%)	4,828	構成(%)	約5%削減
再生利用量(率)	1,031	20.3	1,207	25	約25%に増加
中間処理量による減量化量	3,416	67.2	3,125	65	
最終処分量	635	12.5	495	10	約22%削減

## 2 産業廃棄物

### 排出量と処理状況の将来予測

#### (1) 排出量の将来推計

産業廃棄物実態調査結果を基に、各産業の活動量指標の伸び率の見込み等に基づき推計した結果は以下のとおりです。

- ア 建設業、鉱業については排出量が減少、その他の業種については横ばい
- イ 製造業は景気底打ちからの回復が見込まれるため増加
- ウ 上下水道業から排出される汚泥の量が増加

#### ○上下水道業に起因する汚泥排出量 (単位千トン)

項目	平成20年度	平成27年度	増減
排出量	450	549	99

※ ほぼ大部分が下水道業に起因する

#### ○業種別排出量将来推計

(単位千トン)

業種	平成20年度実績		平成23年度		平成27年度	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
上下水道業	450	24.4%	507	28.6%	549	31.1%
建設業	458	24.9%	431	24.3%	392	22.2%
製造業	318	17.3%	281	15.9%	326	18.5%
農業	270	14.7%	258	14.6%	242	13.7%
鉱業	311	16.9%	259	14.6%	220	12.5%
その他	34	1.8%	35	2.0%	35	2.0%
合計	1,841	100%	1,771	100%	1,764	100%

#### ○種類別排出量将来推計

(単位千トン)

項目	平成20年度実績		平成23年度		平成27年度	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
汚泥	924	50.2%	905	51.1%	930	52.7%
がれき	415	22.5%	392	22.1%	359	20.4%
金属くず	45	2.4%	21	1.2%	23	1.3%
廃プラ	30	1.6%	33	1.9%	38	2.2%
農業廃棄物	270	14.7%	258	14.6%	242	13.7%
その他	157	8.5%	162	9.1%	172	9.8%
合計	1,841	100%	1,771	100%	1,764	100%

## (2) 処理状況の将来推計

現状における各業種別、種類別の発生量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、処理量を推計しました。

なお、再生利用量が減少傾向を示す主要因としては、再生利用の量及び率の高い、がれき類、木くず等の発生業種である建設業が減少傾向となる中、増加傾向である下水道業における主要発生廃棄物である汚泥が脱水により減量化されることによるものです。

### 業種別処理状況

平成20年度実績(単位千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	450	24%	28	6%	422	94%	0	0%	0
建設業	458	25%	433	95%	15	4%	7	2%	3
製造業	318	17%	144	45%	158	50%	14	4%	2
農業	270	15%	259	96%	11	4%	0	0%	0
鉱業	311	17%	36	12%	153	50%	119	38%	3
その他	34	2%	27	79%	3	9%	4	12%	0
<b>合計</b>	<b>1,841</b>	<b>100%</b>	<b>927</b>	<b>50%</b>	<b>762</b>	<b>42%</b>	<b>144</b>	<b>8%</b>	<b>8</b>

※その他量は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

平成27年度推計(単位千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	549	31%	33	6%	516	94%	0	0%	0
建設業	392	22%	368	94%	14	4%	8	2%	2
製造業	326	18%	159	49%	152	47%	13	4%	2
農業	242	14%	232	96%	10	4%	0	0%	0
鉱業	220	12%	28	13%	106	49%	84	38%	2
その他	35	2%	29	83%	2	6%	3	11%	1
<b>合計</b>	<b>1,764</b>	<b>100%</b>	<b>849</b>	<b>48%</b>	<b>800</b>	<b>46%</b>	<b>108</b>	<b>6%</b>	<b>7</b>

※その他量は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

○処理状況将来推計

	平成20年度実績		平成23年度		平成27年度	
	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)
排出量	1,841		1,771	-3.8%	1,764	-4.2%
再生利用量	927	50%	881	50%	849	48%
中間処理による減量化量	762	41%	761	43%	800	45%
最終処分量	144	8%	122	7%	108	6%
その他	8	0%	7	0%	7	0%

○処理状況将来推計(上下水道以外)

	平成20年度実績		平成23年度		平成27年度	
	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)
排出量	1,391		1,264	-9.1%	1,215	-12.7%
再生利用量	900	65%	850	67%	814	67%
中間処理による減量化量	339	24%	285	23%	286	24%
最終処分量	144	10%	122	10%	108	9%
その他	8	1%	7	1%	7	1%

## 産業廃棄物に係る数値目標

### (1) 目標値

#### ○計画の目標値(産業廃棄物全体)

	基準年度	目標年度	増減
	平成20年度	平成27年度	
排出量	1,841 千トン	1,764 千トン	△4.2%
再生利用率	50 %	50 %	—
最終処分量	144 千トン	105 千トン	△27.1%
(最終処分率)	8 %	6 %	△2ポイント

#### 上下水道汚泥を除いた場合

	基準年度	目標年度	増減
	平成20年度	平成27年度	
排出量	1,391 千トン	1,215 千トン	△12.7%
再生利用率	65 %	70 %	5ポイント
最終処分量	144 千トン	105 千トン	△27.1%
(最終処分率)	10 %	9 %	△1ポイント

- ◆ 平成 27 年度の産業廃棄物全体の排出量を、平成 20 年度から 4. 2 %削減し、1, 7 6 4 千トン以下とし、上下水道以外の廃棄物については、平成 20 年度に対し 1 2. 7 %削減し、1, 2 1 5 千トン以下とすることを目標にします。
- ◆ 平成 27 年度の再生利用率を、産業廃棄物全体では 5 0 %を目標値とし、これにより、上下水道以外の廃棄物については、平成 20 年度の 6 5 %から 5 ポイント増加し、7 0 %にすることを目指します。
- ◆ 平成 27 年度の最終処分量を、平成 20 年度から 2 7 %削減し 1 0 5 千トン以下とし、最終処分率は全体で平成 20 年度の約 8 %から約 6 %にすることを目標にします。

## (2) 目標設定の考え方

### ア 排出量

平成 20 年度では下水道業に係る汚泥が計画策定時の予測ほど増加しておらず、これを除いた場合は、前計画の目標どおり推移すると見込まれます。

上下水道業に係る汚泥排出量は平成 20 年度の 4 5 0 千トンから平成 27 年度には 5 4 9 千トンになると予測されますが、産業廃棄物全体では平成 20 年度の排出量に対し、平成 27 年度には 1, 7 6 4 千トンへ 4. 2 % 削減することとし、上下水道以外の廃棄物については、平成 20 年度に対し平成 27 年度には、1, 2 1 5 千トンへ 1 2. 7 % 削減することを目標とします。

これにより、国の基本方針で定める目標値以上の減量を図ることとします。

〈参考〉県：平成 19 年度 1, 8 9 1 千トンに対し、約 7 % 削減

国：平成 19 年度に対し、増加を約 1 % に抑制

### イ 再生利用率

排出量の増加分の大半を占める下水道汚泥は、ほとんどが脱水等により減量化されるため、再生利用率を引き下げる要因となり、推計では 4 8 % に下がると予測されますが、他分野における再生利用の促進を図ることにより、産業廃棄物全体として平成 20 年度実績の再生利用率 5 0 % を維持することを目標値とします。

これにより、上下水道以外の廃棄物については、平成 20 年度の 6 5 % から平成 27 年度には 7 0 % にすることを目標値とします。

〈参考〉県：平成 27 年度約 5 0 % (平成 19 年度 4 9. 8 %)

(ほとんどが減量化される上下水道汚泥を除くと 7 0 % に増加)

国：平成 27 年度約 5 3 % (平成 19 年度 5 2 %)

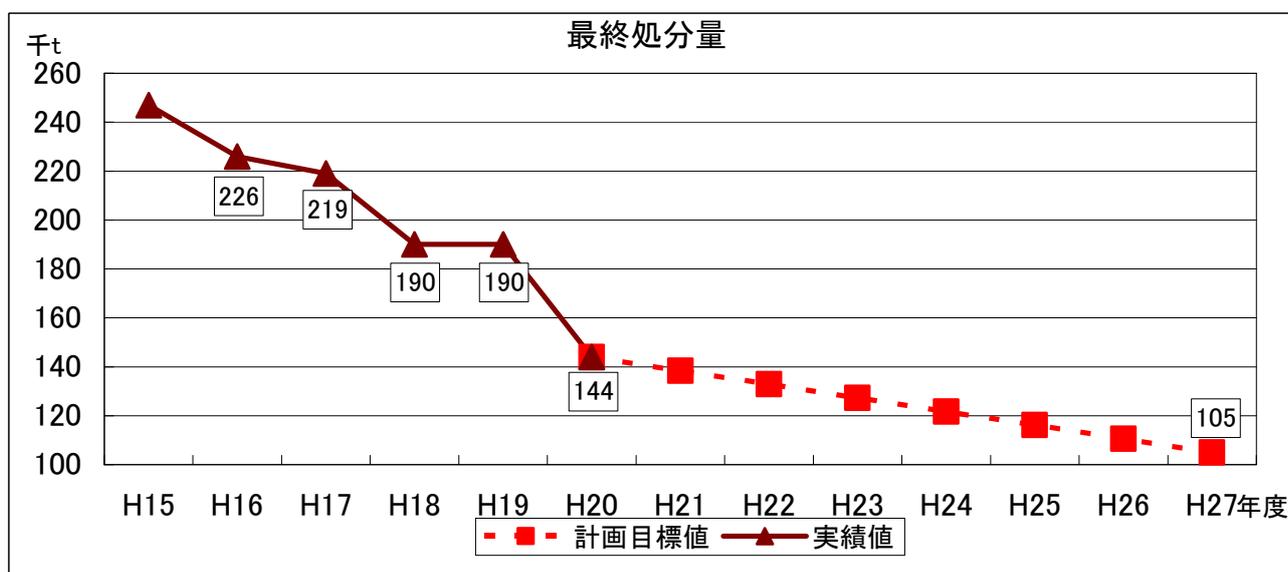
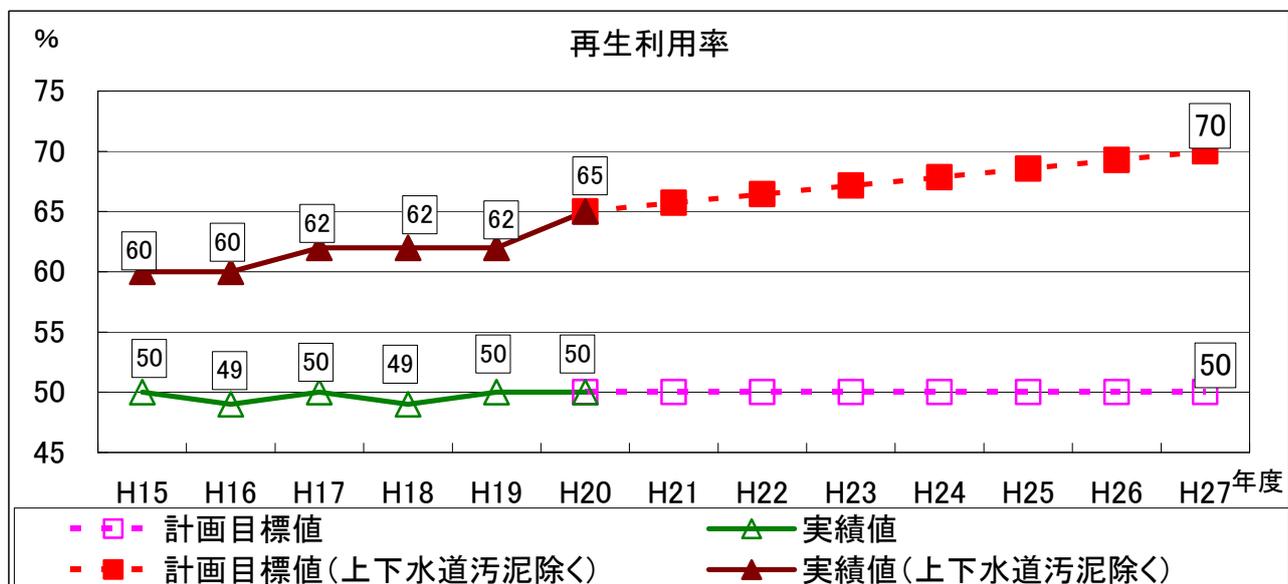
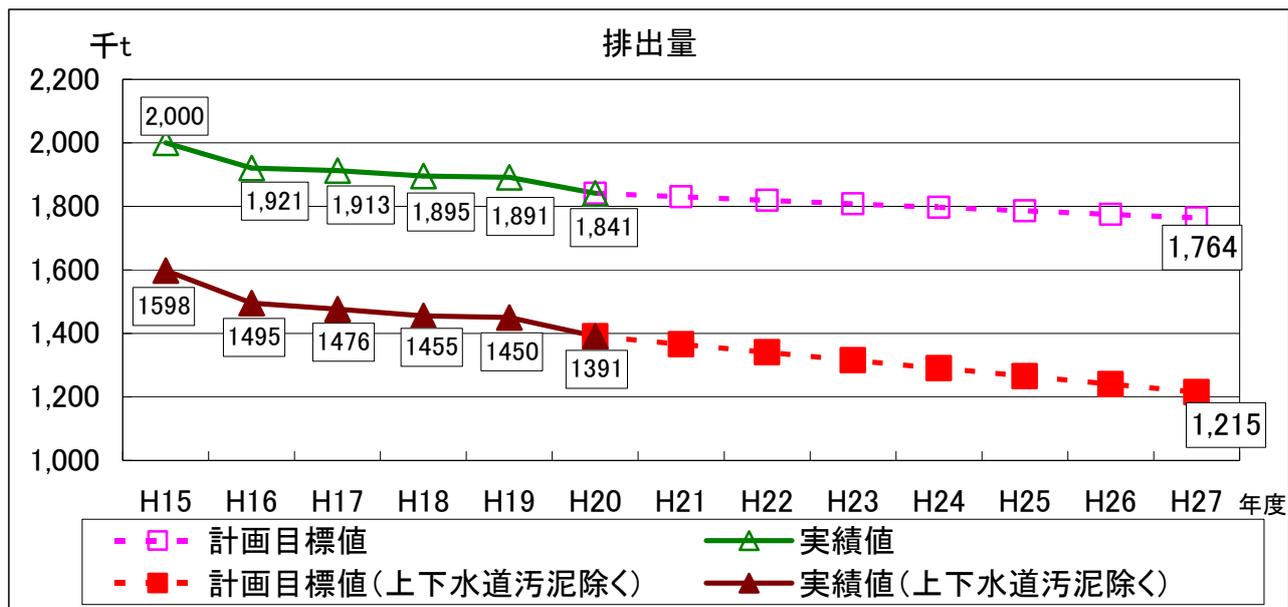
### ウ 最終処分量 (率)

最終処分については、業種別、排出種類別の処理状況や産業廃棄物実態調査に基づく最終処分量の予測を踏まえ、上記再生利用量の増加分を考慮し平成 27 年度には 1 0 5 千トンに削減し、最終処分率は全体で 6 % にすることを目標とします。

これにより、国の基本方針で定める目標値以上の削減を図ることとします。

〈参考〉県：平成 19 年度 1 9 0 千トンに対し、約 4 5 % 削減

国：平成 19 年度に対し、約 1 2 % 削減



## ○参考

	基準年度		目標年度		増減
	平成20年度		平成27年度		
	(千トン)	(%)	(千トン)	(%)	
排出量	1,841		1,764		△4.2%
(上下水道以外)	1,391		1,215		△12.7%
再生利用量(率)	927	50	882	50	—
(上下水道以外)	900	65	847	70	+5ポイント
中間処理による 減量化量(率)	762	41	770	44	+2ポイント
(上下水道以外)	339	24	256	21	△3ポイント
最終処分量(率)	144	8	105	6	△2ポイント
(上下水道以外)	144	10	105	9	△1ポイント
その他	8	1	7	0	△1ポイント

※その他は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

### (3) 国の基本方針について<参考>

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき、基本方針を改定し、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われました。

- ・排出量：平成19年度に対し、増加を約1%に抑制
- ・再生利用率：約53%に増加（平成19年度52%）
- ・最終処分量：平成19年度に対し、約12%削減

### ○産業廃棄物の減量化の目標量 (単位万トン/年)

項目	平成19年度		平成27年度		H19比
排出量	41,943	構成(%)	42,362	構成(%)	増加を約1%に抑制
再生利用量(率)	21,881	52	22,452	53	約53%に増加
中間処理量による減量化量	18,047	43	18,138	43	
最終処分量	2,014	5	1,773	4.2	約12%削減

## 第6章 各主体の役割と主な取組事項

日常生活や事業活動から絶え間なく発生する廃棄物について、本県では、これまでも減量化やリサイクルを推進していく中で、県民の環境問題への意識の向上や、県民、事業者、行政が協働した取組により一定の成果は表れてきています。さらに、近年の経済状況の変化により、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。

しかしながら本県においては、再生利用の取組を示すリサイクル率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国の状況に比べ進んでいない状況です。

このためには、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動していくとともにNPOや地域グループも含め相互に連携して取り組んでいく必要があります。

本計画では、各主体の役割と主な取組事項を次のとおり示します。

また前章で設定した「発生抑制等の目標」の達成に向けた取組を進めるための参考指標として、各主体の行動目標を掲げます。

### 1 県民の役割と主な取組事項

県民は、消費者として過剰包装や不要な包装を辞退するなど、ごみの発生抑制に配慮した消費行動に努めることが必要です。

また日常生活に伴うごみの排出者として、生ごみの水切りや乾燥、たい肥化への取組に代表されるような、生活系ごみの減量化や廃棄物の再使用、再生利用に努めるとともに、市町村の定める排出方法や分別区分に従った処理を行うことにより再生利用や適正処理に協力する必要があります。

そして各種リサイクル法に基づいたリサイクルのルールや適正処理についての理解を深め、法令に基づいた処理を行うことも大切です。

さらに住民として、行政と一体となって取組を推進していくとともに、地域や住民グループ等の活動にも積極的に参加していくことが求められます。

土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われないよう適正な管理に努めるとともに、不法投棄等を発見した場合は市町村や県に通報するなど早期発見、早期対応に協力することも重要です。

行 動 目 標	県政モニターアンケート調査結果 より下記の取組を行っている と答えた人の割合		
	主 な 取 組 事 例	取組状況 (H17)	取組状況 (H22)
<p>○ 1人1日あたりに家庭から排出するごみの量※</p> <p>19% (118g) 削減</p> <p>623g (H20) → 505g (H27)</p> <p>4人家族で1ヶ月に45ℓのごみ袋約1.5袋削減することにより達成可能</p> <p>※ごみの減量化に加え分別収集への取組を評価するため、生活系資源ごみ排出量を控除 (ごみ排出量－事業系ごみ排出量－集団回収量－生活系資源ごみ排出量) / 総人口 / 年日数</p> <p>全国569g (H20)</p> <p>〈参考〉1人1日あたりの生活系ごみの排出量</p> <p>約10% (70g) 削減</p> <p>708g (H20) → 638g (H27)</p> <p>(ごみ排出量－事業系ごみ排出量－集団回収量) / 総人口 / 年日数</p>	○買い物時の取組		
	・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減	12.3%	83.9%
	・過剰包装や不要な包装の辞退	14.6%	38.0%
	・簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入	45.8%	50.0%
	・リターナブル容器の選択	35.7%	28.6%
	・詰め替え可能な商品の選択	77.1%	84.1%
	・リサイクル製品の優先購入	—	—
	○使用時の取組		
	・調理時に生ごみを少なくする工夫や取組	80.8%	87.4%
	・マイはし、マイボトルの利用	—	57.7%
	・使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用	—	—
	○廃棄時の取組		
	・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施	69.2%	74.2%
	・リサイクル時に市町村の資源回収や集団回収を利用した資源物の適正な分別排出	98.1%	99.2%
・生ごみの乾燥など減量や堆肥化等リサイクルの取組	35.8%	37.6%	
・フリーマーケットなどの活用	20.7%	19.9%	
○日常生活時の取組			
・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加			
・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力			

○ 1人1日あたりに家庭から排出するごみの量の推移と目標

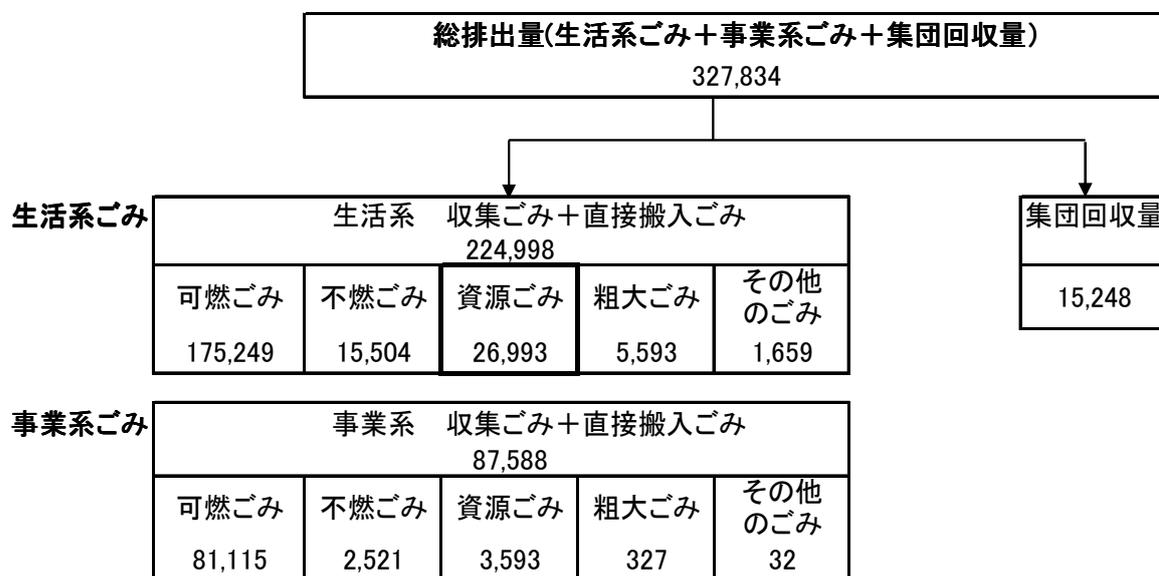
(単位 g/日)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	目標年H27
全国	642	628	611	601	597	569	523
山梨県	657	647	637	654	633	623	505

平成20年度ごみ排出状況

総人口 870,323人
-----------------

(単位：t)



## 2 事業者の役割と主な取組事項

事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取組に努め、排出する廃棄物については法令に則り適正保管、適正処理を行い、排出者としての責任を有します。また自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めることが必要です。

廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められます。

行 動 目 標	主 な 取 組 事 項
<p>(H20基準 → H27目標)</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 <u>9.1%削減</u></p> <p>88千 t (H20) → <u>80千 t (H27)</u></p> <p>○産業廃棄物排出量</p> <p><u>各産業12.7%削減</u> (上下水道業以外)</p> <p>1,391千 t (H20) → <u>1,215千 t (H27)</u></p>	<p>○生産過程の取組 発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善</li> <li>・廃棄物が発生しにくい原材料の使用</li> <li>・長期使用可能な商品の開発</li> <li>・詰め替え商品の開発</li> <li>・製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発</li> <li>・リサイクル製品・エコ製品等の開発</li> </ul> <p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮</li> <li>・分別可能な製品の開発</li> <li>・建設資材等の再使用</li> <li>・リサイクル資材の利用</li> <li>・消耗品類の繰り返し使用</li> <li>・使用済み物品や部品等の再使用の推進</li> <li>・副産物の有効利用</li> <li>・廃棄物等を直接原材料として使用</li> <li>・再生品を原材料として使用</li> <li>・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収</li> </ul>
	<p>○流通過程の取組 発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋無料配付の中止や簡易包装の実施</li> <li>・包装資材、梱包材の削減</li> <li>・梱包材や型枠材の再使用</li> <li>・建設資材の運搬方法の効率化</li> <li>・マイはしやマイボトルの利用推進によりごみや食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供の工夫</li> </ul>

	<p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リターナブルびん等再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等の実施</li> <li>・容器・包装資材等の繰り返し使用</li> <li>・再生素材を容器・包装材等として利用</li> <li>・梱包材や型枠材の再使用</li> <li>・リサイクル資材・製品の利用・販売</li> </ul> <hr/> <p>○一般業務での取組</p> <p>発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品類の繰り返し使用</li> <li>・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の生ごみ処理機などでの減量処理</li> <li>・廃棄物減量計画の作成や取組の実践(主に多量排出事業者)</li> </ul> <p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクルの推進</li> <li>・リサイクル製品、エコ商品等の使用</li> <li>・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた処理の推進(再資源化、堆肥・飼料化等)</li> <li>・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力</li> </ul> <hr/> <p>○適正排出、処理等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・I S O14001の取得やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入</li> <li>・県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力</li> <li>・事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出</li> <li>・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理を委託する場合のマニフェストの交付による処理状況の確認など、責任を持った廃棄物の適正処理の実施</li> <li>・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったP C B廃棄物処理の取組</li> <li>・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理の実施 不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力</li> <li>・処理業者の廃棄物処理法改正に基づく「優良産廃処理業者認定制度」を活用した適正処理の取組推進</li> </ul>
--	--

### 3 市町村の役割と主な取組事項

市町村はその区域内における一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集や再生利用など循環的利用や廃棄物の適正処理を行う責務を有しています。

このため、市町村自らの一般廃棄物処理事業について評価を行い、住民に対して情報提供することにより、ごみ減量等の取組や適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化や、ごみ処理の広域化など安定的、効率的なごみ処理体制の構築を図っていく必要があります。

今後は、焼却施設更新の際に熱回収による高効率なごみ発電施設等の導入検討や収集運搬における低公害車の導入など温暖化防止対策の推進にも配慮した取組が求められます。

また、災害時における災害廃棄物の処理や新型インフルエンザ等の流行時における事業継続のための処理体制の確保に努めることも必要です。

こうしたことから、他市町村、組合との連携、協力を推進していくことが重要です。

行 動 目 標	主 な 取 組 事 項
<p>○ 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し</p>	<p>○ 生活系ごみの発生抑制のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が積極的にごみの削減など環境対策に取り組めるよう、出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実</li> <li>・ 住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大等により、ごみ処理の現状を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組を促進</li> <li>・ ごみ処理の有料化制度の検討、導入</li> <li>・ ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保</li> </ul> <p>○ 事業系ごみの発生抑制等のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の取組みの支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進</li> <li>・ 商工会など事業者団体を通じた取組の働きかけ</li> <li>・ 多量排出事業者への減量等の指導</li> <li>・ 搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討</li> <li>・ 事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取組への支援</li> <li>・ 学校や公共施設での生ごみ処理機の設置など減量やリサイクルの率先的な実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生利用の促進のための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施</li> <li>・ 分別、資源化の実績等の状況を住民へ情報提供することによる取組の促進</li> <li>・ リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設</li> <li>・ ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取り組むための機会、体制の構築</li> <li>・ 資源ごみ回収を促す動機付け（奨励金や資源化物からの収益の還元等）や市民団体等のリサイクル活動への支援</li> <li>・ 生ごみの堆肥化処理の拠点整備と、利用促進に向けた住民、事業者との連携</li> </ul> </li>   <li>○ 適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の処理事業に係るコストの分析及び情報提供のための、国が示した一般廃棄物の3R推進のための指針の導入、活用</li> <li>・ 一般廃棄物処理計画に基づく取組みの推進と計画の見直し</li> <li>・ 一般廃棄物の収集運搬において、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等の推進</li> <li>・ 老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化によるごみ処理における低炭素化の実現</li> <li>・ 焼却施設の更新の際、熱回収による高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入計画による温暖化対策の推進</li> <li>・ し尿処理施設の更新の際、し尿、浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入計画による資源回収の推進</li> <li>・ ごみ処理の広域化に向けた他市町村、組合との連携</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定と災害廃棄物に係る処理体制の整備  新型インフルエンザ等の流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう事業継続のための計画の策定と処理体制の整備</li> <li>・ 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう県、警察等と連携した立入調査、監視指導</li> <li>・ 不法投棄監視体制の強化や関係機関と連携した不法投棄防止対策の推進</li> </ul> </li> </ul>
--	--

#### 4 県の役割と主な取組事項

県は、一般廃棄物に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況の把握、適正処理を推進するなど、県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を有しています。

このため、県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制や再生利用、適正処理を推進するための施策を実施していく必要があります。その際には低炭素社会の実現に向けて温暖化防止対策に配慮することが重要です。

行 動 目 標	主 な 取 組 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施</li> <li>・ 市町村との廃棄物に係る課題等の認識の共有と、一般廃棄物処理事業の情報提供等に取り組む市町村を増加</li> <li>・ 産業廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）の発生抑制、適正処理に積極的に取り組む事業者を増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活系ごみの発生抑制の取組支援</li> <li>・ 環境教育・環境学習の推進</li> <li>・ 事業系ごみの発生抑制の取組支援</li> <li>・ 循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進</li> <li>・ し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進</li> </ul> </li> <li>○ 市町村に対する支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援</li> <li>・ 市町村への適正処理のための技術的支援</li> <li>・ 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援</li> <li>・ 「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化の推進、最終処分量の削減</li> <li>・ 災害廃棄物処理のための協定締結団体への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整</li> <li>・ 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう市町村、警察等と連携した立入調査、監視指導</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 産業般廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者による発生抑制の取組の促進</li><li>・ 産業廃棄物の循環的利用の取組支援</li><li>・ 産業廃棄物の適正処理の推進</li><li>・ 事業者による適正処理や施設整備の促進</li><li>・ 公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進</li></ul></li> <li>○ 不法投棄防止対策の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不法投棄未然防止対策の推進</li><li>・ 不法投棄廃棄物の適正処理の推進</li><li>・ 悪質な不適正処理、不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応</li></ul></li></ul>
--	--

## 第7章 廃棄物の発生抑制等のための施策の推進

### 第1 施策の方向

廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取組を一層強化し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。その際、環境への負荷を低減するため温暖化対策に配慮しながら取組を進めていくことも重要となっています。

県では、前章での県民、事業者、市町村等の取組を促し、それらを支援し、連携、協力しながら、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進を図るとともに、不法投棄の防止対策を推進することとします。

### 第2 施策の推進

#### ○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の削減、再生利用、温暖化対策など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。

#### 1 発生抑制の推進

##### (1) 生活系ごみの発生抑制の取組支援

発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行います。

##### (2) 環境教育・環境学習の推進

一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進します。

##### (3) 事業系ごみの発生抑制の取組支援

事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行います。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援します。

##### (4) 循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進

循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなし環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組みます。

## 2 循環的利用の推進

### (1) 一般廃棄物の循環的利用の取組推進

各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援します。

## 3 適正処理の推進

### (1) 一般廃棄物の適正処理の取組支援

一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の策定と見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

### (2) し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

### (3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備

公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進します。

## ○産業廃棄物

排出事業者、廃棄物処理業者に対し一層の発生抑制等の取組や適正処理の推進を促すため、普及啓発や、指導を行うとともに、優良な処理業者を支援していきます。

### 1 発生抑制の推進

#### (1) 事業者による発生抑制の取組の促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組の促進を図ります。

### 2 循環的利用の推進

#### (1) 産業廃棄物の循環的利用の取組支援

建設副産物の再資源化や再生利用、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマスの循環的利用を推進するとともに、木質廃棄物や林地未利用材の有効利用を促進することにより、CO<sub>2</sub>排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援します。

### 3 適正処理の推進

#### (1) 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行います。

#### (2) 事業者による適正処理や施設整備の促進

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物や農業用廃プラスチックなどの適正処理のための費用の助成や産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行います。

#### (3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備

公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進します。

### ○不法投棄対策

不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取組を実施していきます。

#### 1 不法投棄防止対策の推進

##### (1) 不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため監視体制を強化するとともに、不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進します。

##### (2) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進

不法投棄された廃棄物について、行為者等による撤去が困難な場合において、市町村や関係機関と連携して撤去を実施します。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。

## 廃棄物の発生抑制等のための県施策

対 象	目 的	施 策 項 目
○一般廃棄物	発生抑制の推進	<p>(1)生活系ごみの発生抑制の取組支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①やまなしエコライフ県民運動の推進</li> <li>②市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援</li> <li>③ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援</li> <li>④ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン</li> <li>⑤ノーレジ袋事業の推進</li> </ul> <p>(2)環境教育・環境学習の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)</li> <li>②エネルギー教育の推進</li> </ul> <p>(3)事業系ごみの発生抑制の取組支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行う。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業系一般廃棄物の減量化の推進</li> <li>②市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援</li> <li>③環境マネジメントシステムの導入支援</li> <li>④環境対策技術研究開発の支援(成長分野研究開発事業費補助金)</li> </ul> <p>(4)循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなし環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①やまなしエコライフ県民運動の推進(再掲)</li> <li>②やまなし環境マネジメントシステムの推進</li> <li>③グリーン購入の推進</li> </ul>

対 象	目 的	施 策 項 目
	循環的利用の推進	<p>(1) 一般廃棄物の循環的利用の取組推進</p> <p>各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援する。</p> <p>①容器包装廃棄物の分別収集の促進  ②特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進  ③ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（再掲）  ④事業所リサイクルシステムの構築支援  ⑤市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)  ⑥市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)  ⑦環境保全型農業の推進</p> <p>(2) 環境教育・環境学習の推進(再掲)</p> <p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>①環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)（再掲）  ②エネルギー教育の推進（再掲）</p> <p>(3) 循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進(再掲)</p> <p>循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなし環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> <p>①やまなしエコライフ県民運動の推進（再掲）  ②やまなし環境マネジメントシステムの推進（再掲）  ③グリーン購入の推進（再掲）</p>
	適正処理の推進	<p>(1) 一般廃棄物の適正処理の取組支援</p> <p>一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の策定と見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行う。</p> <p>①市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援（再掲）  ②一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言  ③一般廃棄物処理計画の策定と見直しの促進  ④「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進  ⑤市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言  ⑥市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)</p>

対 象	目 的	施 策 項 目
		<p>(2) し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活排水対策の推進</li> <li>②浄化槽対策の促進</li> <li>③一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)</li> </ul> <p>(3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進</li> </ul>
○産業廃棄物	発生抑制の推進	<p>(1) 事業者による発生抑制の取組の促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組の促進を図る。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組の促進</li> <li>②環境マネジメントシステムの導入支援(再掲)</li> <li>③環境対策技術研究開発の支援(成長分野研究開発事業費補助金)(再掲)</li> </ul> <p>循環的利用の推進</p> <p>(1) 産業廃棄物の循環的利用の取組支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建設副産物の再資源化や再生利用、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマスの循環的利用を推進するとともに、木質廃棄物や林地未利用材の有効利用を促進することにより、CO<sub>2</sub>排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建設副産物の有効利用の促進</li> <li>②木質バイオマスの利用の促進</li> <li>③ペレットボイラー・ストーブの利用の推進</li> <li>④環境保全型農業の推進(再掲)</li> <li>⑤家畜排せつ物の適正管理・利用の促進</li> <li>⑥食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業)</li> </ul>
	適正処理の推進	<p>(1) 産業廃棄物の適正処理の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進</li> <li>②産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化</li> <li>③産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施</li> <li>④廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施</li> <li>⑤市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)</li> </ul>

対 象	目 的	施 策 項 目
		<p>— (2) 事業者による適正処理や施設整備の促進</p> <div data-bbox="663 360 1437 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物や農業用廃プラスチックなどの適正処理のための費用の助成や産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行う。</p> </div> <p>①PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進  ②農業用廃プラスチックの適正処理の推進  ③環境対策融資による施設整備支援</p> <p>— (3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備 (再掲)</p> <div data-bbox="663 728 1437 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進する。</p> </div> <p>①公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進 (再掲)</p> <p>○不法投棄対策 — 不法投棄防止対策の推進 (1) 不法投棄未然防止対策の推進</p> <div data-bbox="663 960 1437 1128" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため監視体制を強化するとともに、不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進する。</p> </div> <p>①不法投棄監視体制の構築・強化  ②不法投棄対策の広域連携  ③不法投棄未然防止事業への支援  ④廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進</p> <p>— (2) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進</p> <div data-bbox="663 1391 1437 1563" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>不法投棄された廃棄物について、行為者等による撤去が困難な場合において、市町村や関係機関と連携して撤去を実施する。また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していく。</p> </div> <p>①不法投棄廃棄物の撤去・適正処理  ②廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 (再掲)</p>

## ○一般廃棄物

### 1 発生抑制の推進

#### (1) 生活系ごみの発生抑制の取組支援

①施策事業	やまなしエコライフ県民運動の推進	主 体	県、県民、事業者、各種団体
<p>○県民が、日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、(1)マイバッグ運動(2)マイはし運動(3)マイボトル運動(4)リユースびん運動(5)エコドライブ運動(6)緑のカーテン運動(7)環境家計簿運動を推進するとともに、運動を支援する推進店を募集し、環境にやさしいライフスタイルへの転換と「CO2ゼロやまなし」の実現を図ります。</p>			

②施策事業	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援	主 体	県、市町村
<p>○廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、ごみ処理有料化の検討等の取組を支援します。</p>			

③施策事業	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(環境保全活動支援事業費補助金)	主 体	県、市町村、県民
<p>○地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の促進を図るため、市町村等が実施するごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。</p>			

④施策事業	ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン	主 体	県、市町村、 県民
<p>○消費や排出段階でのごみの減量とリサイクルの推進を図るため、環境の日(6月5日)を中心とする「やまなし環境月間」中に、県及び市町村が主体となりキャンペーンを実施し、普及啓発に努めます。</p>			

⑤施策事業	ノーレジ袋事業の推進	主 体	県、市町村、 県民、事業者
<p>○事業者に対し、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」への参加募集を促し、レジ袋無料配布の中止などの取組を促進するとともに、県民に対しても、市町村・各種団体等と協働してマイバッグ等の持参促進の呼びかけなどを行い、一層のレジ袋削減を図ります。</p>			

## (2) 環境教育・環境学習の推進

①施策事業	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	主 体	県、県民
<p>○身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」(環境学習指導者)として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。</p>			

②施策事業	エネルギー教育の推進	主 体	県、県民
<p>○環境教育を一層充実させるため、小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践や各種エネルギー教育推進事業を展開することによって、将来の山梨の環境づくりを担う子どもたちが省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、理解と責任ある行動をとることができるようにします。</p>			

### (3) 事業系ごみの発生抑制の取組支援

①施策事業	事業系一般廃棄物の減量化の推進	主 体	県、市町村、事業者
<p>○平成20年に策定した「事業系一般廃棄物減量化指針」を市町村、事業者に周知することにより、指針に基づいた事業系一般廃棄物の減量化を推進するための取組を支援します。</p>			

②施策事業	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	主 体	県、市町村、事業者
<p>○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			

③施策事業	環境マネジメントシステムの導入支援	主 体	県、産業支援機関、事業者
<p>○廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取組により、経営の向上を図るため環境 I S O の取得を目指す中小企業の要請により、I S O 取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。</p>			

④施策事業	環境対策技術研究開発の支援（成長分野研究開発事業費補助金）	主 体	県、事業者
<p>○県内中小企業者が産学官の共同研究体で取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と地場中小企業者の成長発展を図ります。</p>			

#### （４）循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進

①施策事業	やまなしエコライフ県民運動の推進（再掲）	主 体	県、県民、事業者、各種団体
<p>○県民が、日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、（１）マイバッグ運動（２）マイはし運動（３）マイボトル運動（４）リユースびん運動（５）エコドライブ運動（６）緑のカーテン運動（７）環境家計簿運動を推進するとともに、運動を支援する推進店を募集し、環境にやさしいライフスタイルへの転換と「CO2ゼロやまなし」の実現を図ります。</p>			

②施策事業	やまなし環境マネジメントシステムの推進	主 体	県
<p>○本県独自の「やまなし環境マネジメントシステム」により、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して、事務事業における省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減など、環境に配慮した取組を継続的かつ効果的に推進していきます。</p>			

③施策事業	グリーン購入の推進	主 体	県
<p>○「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、再使用・リサイクルが可能である製品、廃棄されるときには処理や処分が容易である製品の購入を増やすことにより、廃棄物の発生を抑制します。</p>			

## 2 循環的利用の推進

### (1) 一般廃棄物の循環的利用の取組推進

①施策事業	容器包装廃棄物の分別収集の促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>○容器包装リサイクル法に基づく、市町村分別収集計画とともに平成23年度から平成27年度までを期間とした第6期山梨県分別収集促進計画を策定し、びん、缶等の容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを促進します。この計画により、県が取り組む推進方策を定め、市町村担当者等を対象に説明会を開催し、取組事例、先進事例等の紹介や情報提供を行います。</p>			

②施策事業	特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>○家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また特定家庭用機器の買替えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、冊子やホームページ等の広報物において、特定家庭用機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を強化します。</p>			

③施策事業	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全活動支援事業費補助金）（再掲）	主 体	県、市町村、 県民
<p>○地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の促進を図るため、市町村等が実施するごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。</p>			

④施策事業	事業所リサイクルシステムの構築支援（環境保全活動支援事業費補助金）	主 体	県、市町村、 事業者
<p>○事業系廃棄物のリサイクルを推進するため、山梨県内に事業所を置く複数の排出事業者が、収集運搬業者、処分業者、市町村、NPO等と連携を図り、モデル的なリサイクル構想策定のための協議会の開催や実用化に係る調査、実証等を通じて、事業系廃棄物のリサイクルシステムを構築するために行う事業を支援します。</p>			

⑤施策事業	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	主 体	県、市町村
<p>○廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、ごみ処理有料化の検討等の取組を支援します。</p>			

⑥施策事業	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	主 体	県、市町村、事業者
<p>○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正排出防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			

⑦施策事業	環境保全型農業の推進	主 体	県、市町村、農業者
<p>○家畜ふん尿や果樹剪定枝などを活用した土づくりを行い、化学肥料・化学農薬の使用の削減を行う農業者をエコファーマーとして認定することや、環境保全を重視した生産方式に新たに取り組む地区への技術導入支援を行うことにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の確立、定着を図ります。</p>			

## (2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

①施策事業	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲)	主 体	県、県民
<p>○身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」（環境学習指導者）として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。</p>			

②施策事業	エネルギー教育の推進(再掲)	主 体	県、県民
<p>○環境教育を一層充実させるため、小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践や各種エネルギー教育推進事業を展開することによって、将来の山梨の環境づくりを担う子どもたちが省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、理解と責任ある行動をとることができるようにします。</p>			

## (3) 循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組の推進（再掲）

①施策事業	やまなしエコライフ県民運動の推進(再掲)	主 体	県、県民、事業者、各種団体
<p>○県民が、日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、(1)マイバッグ運動(2)マイはし運動(3)マイボトル運動(4)リユースびん運動(5)エコドライブ運動(6)緑のカーテン運動(7)環境家計簿運動を推進するとともに、運動を支援する推進店を募集し、環境にやさしいライフスタイルへの転換と「CO2ゼロやまなし」の実現を図ります。</p>			

②施策事業	やまなし環境マネジメントシステムの推進(再掲)	主 体	県
<p>○本県独自の「やまなし環境マネジメントシステム」により、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取組を促す立場として、自ら率先して、事務事業における省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減など、環境に配慮した取組を継続的かつ効果的に推進していきます。</p>			

③施策事業	グリーン購入の推進(再掲)	主 体	県
<p>○「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、再使用・リサイクルが可能である製品、廃棄されるときには処理や処分が容易である製品の購入を増やすことにより、廃棄物の発生を抑制します。</p>			

### 3 適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物の適正処理の取組支援

①施策事業	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	主 体	県、市町村
<p>○廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、ごみ処理有料化の検討等の取組を支援します。</p>			

②施策事業	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	主 体	県、市町村
○一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化・延命化の支援、維持管理に対する助言を行います。			

③施策事業	一般廃棄物処理計画の策定と見直しの促進	主 体	県、市町村
○市町村における廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄物処理計画の策定と、社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しを促進します。			

④施策事業	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	主 体	県、市町村
○平成20年に見直した山梨県ごみ処理広域化計画に基づき、市町村のごみ処理施設について、施設の更新予定や稼働状況を勘案しながら、計画目標施設数に集約・整備されるよう市町村、一部事務組合に対して支援していきます。			

⑤施策事業	市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	主 体	県、市町村
○各市町村において、災害廃棄物の処理方法等を定めることにより、災害発生時の応急対策及び復旧復興対策について、円滑な対応が図られるよう促すため、市町村が地域防災計画を作成・修正する際、災害廃棄物の処理計画に対し、必要に応じて助言を行います。また山梨県災害廃棄物処理計画策定指針により市町村の災害廃棄物処理計画策定を支援します。			

⑥施策事業	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
<p>○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正排出防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			

## （２）し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

①施策事業	生活排水対策の推進	主 体	県、市町村
<p>○平成21年1月に見直しを行った「生活排水処理施設整備構想」により、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進し、生活排水による水質汚濁を防止するとともに、生活排水対策の啓発を行います。</p>			

②施策事業	浄化槽対策の促進	主 体	県、市町村
<p>○し尿及び生活雑排水の処理について、し尿処理施設、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担のもと、浄化槽の整備を連携して実施していきます。このため山間部で、家屋間の距離があるなど下水道等の集合処理施設に適さない地域において、浄化槽を設置する者に対し、設置費用の助成を行っている市町村に対し、設置費用のうち4割の1/3を国からの交付金とともに補助します。</p>			

③施策事業	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言（再掲）	主 体	県、市町村
<p>○一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金を活用した、し尿、浄化槽汚泥と併せて生ごみ等の有機性廃棄物を処理、資源化する汚泥再生処理センター等の複合的な施設整備の推進、長寿命化・延命化の支援、維持管理に対する助言を行います。</p>			

### （３）公共関与による廃棄物最終処分場の整備

①施策事業	公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進	主 体	県、市町村、事業者
<p>○県、市町村、産業界の出資により設立された（財）山梨県環境整備事業団により山梨県環境整備センターの管理運営と次期処分場の整備を行っており、今後も公共関与による廃棄物最終処分場の適正な運営及び整備を推進します。</p> <p>○また環境整備センターの利用の促進に向け、活用促進策に基づき、排出事業者や処理業者に対する利用の要請を引き続き行っていきます。</p>			

## ○ 産業廃棄物

### 1 発生抑制の推進

#### (1) 事業者による発生抑制の取組の促進不法投棄未然防止対策の推進

①施策事業	多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組の促進（山梨県産業廃棄物発生抑制・適正処理推進事業「トライ産廃スリム」）	主 体	県、事業者
<p>○産業廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組む意思のある排出事業者を「排出抑制取組事業者」と位置づけ、県のホームページに掲載するとともに、従業員等の意識啓発のための講習会の講師を県で派遣するなどの支援を行います。その結果、取組状況が優良な事業者については、「認定事業者」として認定しホームページで公表することにより、企業のイメージアップに資することで事業者を支援し、廃棄物の排出抑制がより促進されるようにします。</p> <p>○また、多量排出事業者への「産業廃棄物処理計画」の作成を指導し実践することにより産業廃棄物の発生抑制等を推進します。</p>			

②施策事業	環境マネジメントシステムの導入支援（再掲）	主 体	県、産業支援機関、事業者
<p>○廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取組により、経営の向上を図るため環境ISOの取得を目指す中小企業の要請により、ISO取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。</p>			

③施策事業	環境対策技術研究開発の支援（成長分野研究開発事業費補助金）（再掲）	主 体	県、事業者
<p>○県内中小事業者が産学官の共同研究体で取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と地場中小事業者の成長発展を図ります。</p>			

## 2 循環的利用の推進

### (1) 産業廃棄物の循環的利用の取組支援

①施策事業	建設副産物の有効利用の促進	主 体	県、市町村、事業者
<p>○建設工事で発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじめとする建設副産物の削減やリサイクルを一層推進するため、平成23年度からの新たな「山梨県建設リサイクル推進計画」により具体的方策を示し、平成27年度までの再資源化等目標値を設定し、事業者、行政などの役割分担のもと建設業と他産業との連携した取組を進めます。</p>			

②施策事業	木質バイオマスの利用の促進	主 体	県、市町村、事業者
<p>○ペレットボイラー・ストーブなどの木質バイオマス利用設備等に関する県民からの相談窓口を設置し、専門知識を有する者が相談者に指導・助言を行うことにより、木質バイオマスの利用促進に繋がります。</p>			

③施策事業	ペレットボイラー・ストーブの利用の推進	主 体	県、県民、事業者
<p>○県民が多く利用する県有施設にペレットボイラー・ストーブを設置し、施設利用者に地域の森林資源を活用したバイオマスエネルギー利用を積極的にPRすることにより、県内の家庭や事業所への導入を促進し、木質廃棄物や林地未利用材の有効利用を推進するとともに、二酸化炭素の排出削減を図ります。</p>			

④施策事業	環境保全型農業の推進（再掲）	主 体	県、市町村、 農業者
<p>○家畜ふん尿や果樹剪定枝などを活用した土づくりを行い、化学肥料・化学農薬の使用の削減を行う農業者をエコファーマーとして認定することや、環境保全を重視した生産方式に新たに取り組む地区への技術導入支援を行うことにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の確立、定着を図ります。</p>			

⑤施策事業	家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	主 体	県、事業者
<p>○たい肥の調製や畜産環境の保全に取り組む畜産農家に対する巡回指導や、畜産環境アドバイザーの養成などを通じ、家畜排せつ物の適正な管理と適切な処理を行い、良質な堆肥を生産することにより、化学肥料を使わない、環境にやさしい農業の推進と家畜排せつ物の有効利用の促進を図ります。</p>			

⑥施策事業	食品残さの有効利用の促進（やまなしエコ フィード利用促進事業）	主 体	県、事業者
<p>○県内の食品工場等で排出される食品残さを家畜飼料（エコフィード）として有効利用するため、民間におけるエコフィードの生産を促進し、畜産農家におけるエコフィードの利用を定着させることにより、畜産経営の安定化を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。</p>			

### 3 適正処理の推進

#### (1) 産業廃棄物の適正処理の推進

①施策事業	産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進	主 体	県、県民、事業者
<p>○県民への産業廃棄物処理に対する啓発と、事業者への適正処理に対する意識向上のために「県民の日」記念イベントの会場で啓発活動を行う。また、産業廃棄物適正処理強化月間(10月)に排出事業者、処理業者を集め、発生抑制や適正処理に関する講習「甲斐の国廃棄物処理研修会」の開催を委託事業として実施していきます。</p> <p>○さらに廃棄物処理法改正に基づく「優良産廃処理業者認定制度」を活用した適正処理の取組を推進します。</p>			

②施策事業	産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化	主 体	県、事業者
<p>○毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施</li> <li>・ 廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施</li> <li>・ 不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など</li> </ul>			

③施策事業	産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施	主 体	県、事業者
<p>○毎月定期的、または随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。</p>			

④施策事業	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	主 体	県、事業者
<p>○「山梨県廃棄物処理施設の設置に関する指導要領」に基づき、処理業者等が廃棄物処理施設等を設置するにあたり、法律に基づく手続きの前段階において、事業計画等の周辺住民への周知や生活環境の保全に関する調査等を行い、住民意見等の反映を事業者に指導し、住民との合意形成を図った上での円滑な廃棄物処理施設の設置を推進します。</p>			

⑤施策事業	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
<p>○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正排出防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			

## （２）事業者による適正処理や施設整備の促進

①施策事業	P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の促進	主 体	県、事業者
<p>○県内に保管されているP C B廃棄物を「山梨県P C B廃棄物処理計画」に基づき適正に処理するため、保管事業者の届出状況の把握や立入調査等を実施するとともに、必要な情報提供等を行います。</p> <p>○また、事業者によるP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているP C B廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するP C B廃棄物の処理費用を補助するとともに、受入処理推進に向けて処理事業者等関係機関と協議、調整を行います。</p>			

②施策事業	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	主 体	県、事業者
<p>○農業用廃プラスチックを適正に処理し、不適正処理による自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、県内で排出された農業用廃プラスチックの収集及び処理のための経費に対し助成を行います。</p>			

③施策事業	環境対策融資による施設整備支援	主 体	県、事業者
<p>○融資原資の一部を県が預託することで、中小企業者に低利・固定、長期の資金を融資することにより、リサイクル等に資する施設・設備や産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金など、環境対策への取組と経営の安定化を支援します。</p>			

### (3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備 (再掲)

①施策事業	公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進(再掲)	主 体	県、市町村、事業者
<p>○県、市町村、産業界の出資により設立された(財)山梨県環境整備事業団により山梨県環境整備センターの管理運営と次期処分場の整備を行っており、今後も公共関与による廃棄物最終処分場の適正な運営及び整備を推進します。</p> <p>○また環境整備センターの利用の促進に向け、活用促進策に基づき、排出事業者や処理業者に対する利用の要請を引き続き行っていきます。</p>			

## ○ 不法投棄対策

### 1 不法投棄防止対策の推進

#### (1) 不法投棄未然防止対策の推進

①施策事業	不法投棄監視体制の構築・強化	主 体	県、市町村、 県民、事業者
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。</p> <p>○さらに県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。</p>			

②施策事業	不法投棄対策の広域連携	主 体	県、近隣都県市
<p>○大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多いことから、こうした不法投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄等未然防止支援システムの活用による情報共有と迅速対応の実施</li> <li>・ 近隣都県市で構成する産廃スクラム29との連携協力 など</li> </ul>			

③施策事業	不法投棄未然防止事業への支援	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄の未然防止のため、山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄のおそれのある場所や、不法投棄が繰り返される場所に防止柵、警告看板等を設置する事業を行う市町村に対して補助を行います。</p>			

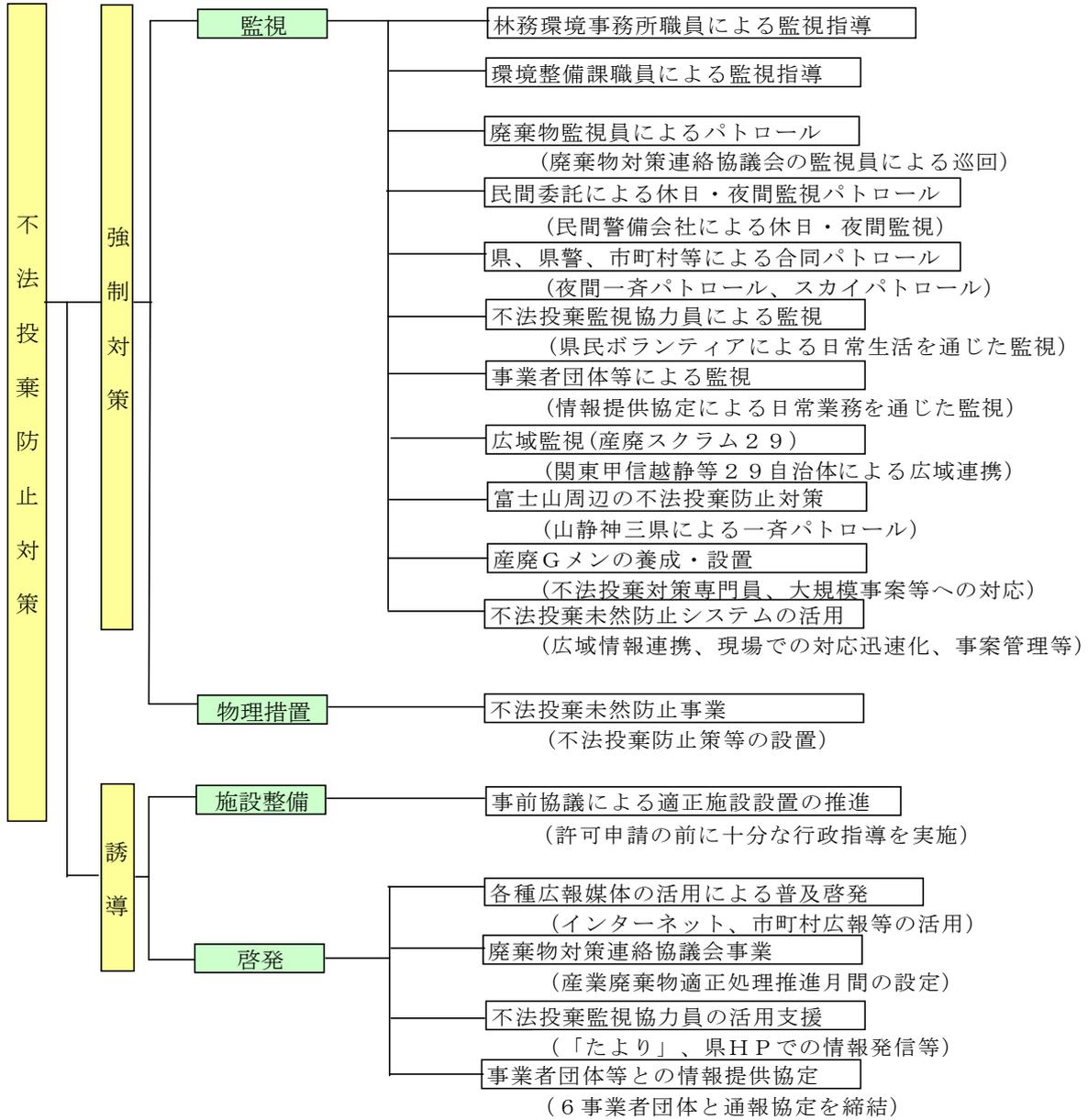
④施策事業	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	主 体	県、市町村、関係機関
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。</p>			

## (2) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進

①施策事業	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著しい支障が懸念される場合や不法投棄の規模（主に小規模な不法投棄）等を考慮のうえ、市町村や廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤去を実施します。</p> <p>○悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。</p>			

②施策事業	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)	主 体	県、市町村、関係機関
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。</p>			

## 不法投棄防止対策体系



### 監視業務概念図

	(終日通年監視)	
区分	昼間	夜間
平日	不法投棄監視協力員等 廃棄物監視員 河川監視員 自然監視員 富士山レンジャー	<b>県民総監視体制</b> 廃対協との 合同パトロール 夜間検問
土日 休日	事業者団体等 林務環境事務所職員 環境整備課職員	民間委託による 休日・夜間監視パトロール

## 第8章 計画の推進

### 1 各主体との連携

廃棄物の発生抑制等を推進するためには県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を取りながら対策に取り組む必要があります。

このため、以下の各種協議会等において、意見交換や、情報提供を行うことにより連携を図り、各主体間の連絡調整と取組を推進していきます。

- ・ 市町村、一部事務組合で構成する「山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会」
- ・ 県民、事業者、行政の協働を目的に設立された「環境パートナーシップやまなし」
- ・ 県内産業廃棄物処理業者を会員とする「社団法人山梨県産業廃棄物協会」

### 2 情報の収集と公表

#### (1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、毎年度、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

#### (2) 情報の公表

収集した情報等については、分かりやすく資料化し、インターネット等を活用して、広く県民や事業者、市町村に情報提供します。

### 3 計画の評価と進行管理

#### (1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画の評価を行います。

#### (2) 計画の進行管理

計画に定める目標の達成に向け、年度ごとに計画の評価に基づき、施策事業の内容の見直しなど、適切な計画の進行管理を行います。

